

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会  
第5回警備・消防専門委員会 次第

日時：令和6年2月8日（木）13：30～14：30  
場所：滋賀県大津合同庁舎7-A会議室

1 開会

2 あいさつ

3 報告事項

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会における警備・消防防災業務の概要

4 審議事項

- (1) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ開・閉会式等自主警備業務実施計画（案）
- (2) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ開・閉会式等消防防災業務実施計画（案）
- (3) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ開・閉会式等大規模災害・突発重大事案対策業務実施計画（案）
- (4) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ開・閉会式会場管理運営要綱（案）

5 閉会

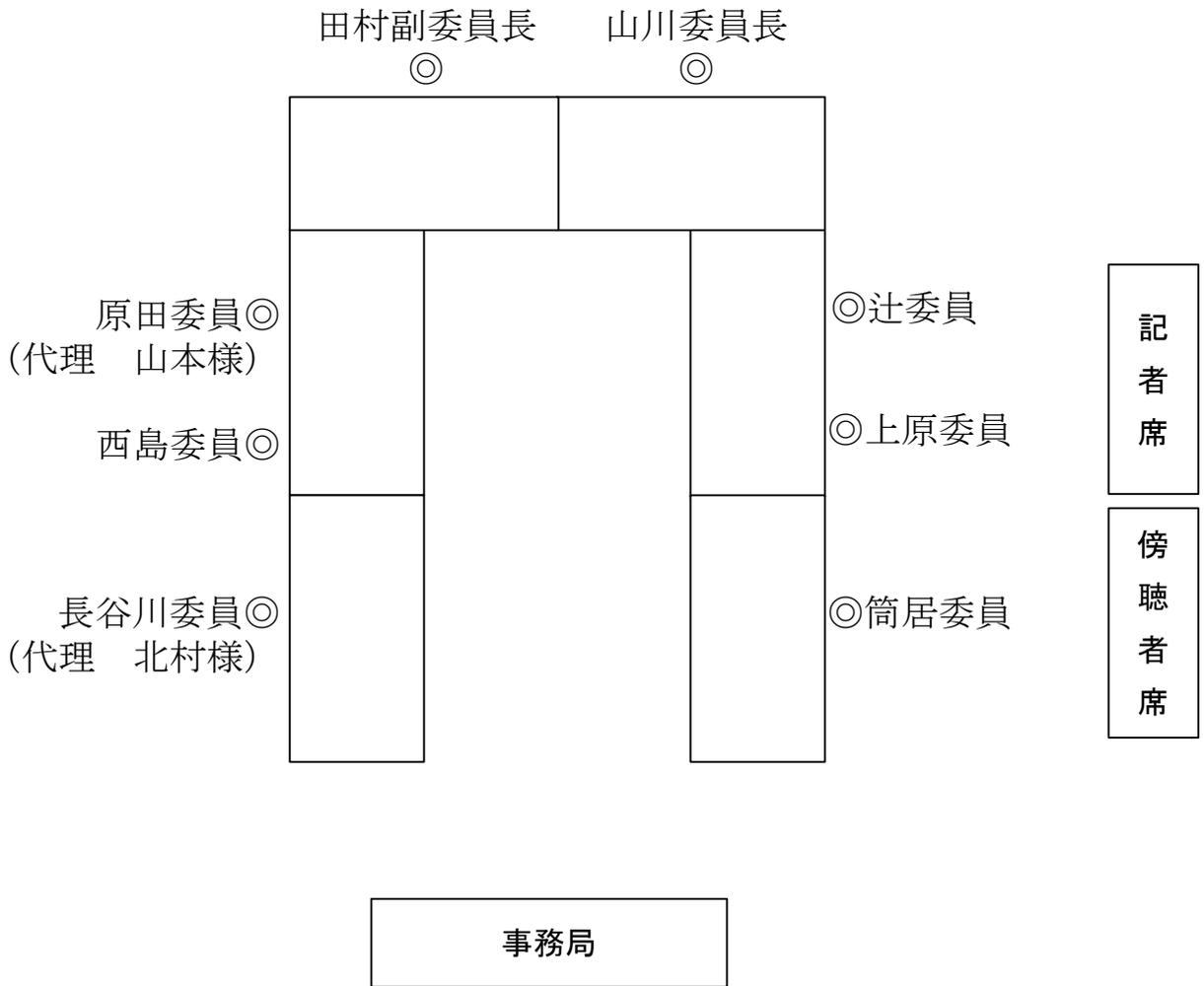
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会  
警備・消防専門委員会 委員名簿

(順不同、敬称略)

| 委員         |  |  |
|------------|--|--|
| 区分         | 機関・団体名および役職名                                     | ふりがな<br>氏名                               |
| 消 防<br>関 係 | 滋賀県消防長会<br>会長                                    | やまかわ しんや<br>山川 真也                        |
|            | 彦根市消防本部警防課<br>課長                                 | うえはら まさひこ<br>上原 正彦                       |
| 警 察<br>関 係 | 滋賀県警察本部警備部<br>参事官                                | たむら たかあき<br>田村 隆明                        |
|            | 滋賀県警察本部生活安全部<br>参事官                              | つつい あきひろ<br>筒居 昭博                        |
| 市 町<br>関 係 | 彦根市スポーツ部<br>国スポ・障スポ<br>競技課長                      | つじ やすのり<br>辻 保徳                          |
| 県<br>関 係   | 滋賀県知事公室防災危機管理局<br>※ 代理出席<br>副局長兼危機管<br>理室長<br>参事 | はらだ ひであき<br>原田 英明<br>やまもと よしふみ<br>山本 嘉文  |
|            | 滋賀県文化スポーツ部スポーツ課<br>課長                            | にしじま よしのり<br>西島 義典                       |
|            | 滋賀県健康医療福祉部障害福祉課<br>※ 代理出席<br>課長<br>参事            | はせがわ たかや<br>長谷川 貴也<br>きたむら かんきち<br>北村 勘吉 |

# 第5回警備・消防専門委員会 座席図

令和6年2月8日(木) 13:30~14:30  
滋賀県大津合同庁舎7階7-A会議室



# わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 実行委員会

## 第5回警備・消防専門委員会

会議資料



日時：令和6年（2024年）2月8日（木）13:30～14:30  
会場：滋賀県大津合同庁舎7-A会議室

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



キャッファイ

チャッファイ

# 目 次

## 1. 報告事項

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会における警備・消防防災業務の概要・・・3

## 2. 審議事項

- 警備・消防専門委員会の今後のスケジュールについて・・・・・・・・・・9
- 開・閉会式等自主警備業務実施計画（案）等への意見照会の結果について・・・11
- (1) 開・閉会式等自主警備業務実施計画（中間案・案対照表）・・・・・・・・14
- (2) 開・閉会式等消防防災業務実施計画（中間案・案対照表）・・・・・・・・23
- (3) 開・閉会式等大規模災害・突発重大事案対策業務実施計画（中間案・案対照表）・30
- (4) 開・閉会式会場管理運営要綱（中間案・案対照表）・・・・・・・・・・35

【 報 告 事 項 】

# 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会における 警備・消防防災業務の概要



**燃ゆる感動かごしま国体**(昭和47年「太陽国体」以来、51年ぶり)

**【令和5年10月7日(土)～10月17日(火)】**

※ 水泳、ローイング、バレーボール(ビーチバレーボール)、体操、レスリング  
およびゴルフは会期前(9月16日(土)～9月24日(日))に実施

**燃ゆる感動かごしま大会**(鹿児島県初開催)

**【令和5年10月28日(土)～10月30日(月)】**

## 1 開・閉会式および競技会の参加者数

### (1) 燃ゆる感動かごしま国体

#### ① 開・閉会式（白波スタジアム）

| 区分    | 実施日      | 選手・監督 | 大会役員  | 一般観覧者 | 合計     |
|-------|----------|-------|-------|-------|--------|
| 総合開会式 | 10/7（土）  | 2,786 | 9,405 | 7,703 | 19,894 |
| 総合閉会式 | 10/17（火） | 901   | 5,383 | 5,863 | 12,147 |

#### ② 競技会（各競技会場）

| 区分             | 競技数 | 参加者数    |
|----------------|-----|---------|
| 正式競技・特別競技      | 38  | 562,235 |
| 公開競技           | 5   | 4,728   |
| デモンストラーションスポーツ | 36  | 11,305  |
| 合計             |     | 578,268 |

## (2) 燃ゆる感動かごしま大会

### ① 開・閉会式（白波スタジアム）

| 区分  | 実施日      | 選手・監督 | 大会役員  | 一般観覧者 | 合計     |
|-----|----------|-------|-------|-------|--------|
| 開会式 | 10/28（土） | 2,789 | 8,255 | 4,480 | 15,524 |
| 閉会式 | 10/30（月） | 5,541 | 6,225 | 3,962 | 15,728 |

### ② 競技会（各競技会場）

| 区分     | 競技数 | 参加者数   |
|--------|-----|--------|
| 正式競技   | 14  | 52,053 |
| オープン競技 | 3   | 1,257  |
| 合計     |     | 53,310 |

## 2 警備消防防災体制

### (1) 警備体制（自主警備）

#### ① 燃ゆる感動かごしま国体 ア 開・閉会式

| 区分        | 総合開会式 | 総合閉会式 |
|-----------|-------|-------|
| 県職員       | 309   | 256   |
| 委託警備会社業務員 | 456   | 331   |
| ボランティア    | 82    | 67    |
| 合計        | 847   | 654   |

イ 競技会  
各競技会場における自主警備は市町が対応

#### ② 燃ゆる感動かごしま大会 ア 開・閉会式

| 区分        | 開会式 | 閉会式 |
|-----------|-----|-----|
| 県職員       | 309 | 256 |
| 委託警備会社業務員 | 456 | 334 |
| ボランティア    | 81  | 66  |
| 合計        | 846 | 656 |

イ 競技会

| 区分        | 各競技会場 |
|-----------|-------|
| 委託警備会社業務員 | 551   |

## (2) 消防防災体制

### ① 燃ゆる感動かごしま国体

#### ア 開・閉会式

鹿児島市消防局：人員 9 人、車両 3 台（消防指揮車 1 台、救急車 1 台、消防車 1 台）

#### イ 競技会

各競技会場における自主警備は市町が対応。緊急車両の現場待機は水泳、レスリング会場等で実施。



フェンシング会場（天皇皇后両陛下）



バレーボール会場（瑤子女王殿下）

※ 行幸啓・お成り会場で消防車両を確認。常駐か否かは不明。

### ② 燃ゆる感動かごしま大会

#### ア 開・閉会式

国体と同体制

#### イ 競技会

各競技会場は県が対応。緊急車両の現場待機はなし。

【 審 議 事 項 】

## 警備・消防専門委員会の今後のスケジュールについて

### 1. 全体のスケジュール

| 年 度           | 内 容  |   |
|---------------|--|---|
| 令和元年<br>(6年前) | <b>●警備・消防防災基本方針</b><br>警備・消防防災対策の基本的な考え方を定める。  |   |
| 令和2年<br>(5年前) | ・国スポ・障スポの開催延期に伴うスケジュール等の変更<br>・警備・消防防災基本計画等の策定に向けた準備   |   |
| 令和3年<br>(4年前) | <b>●警備・消防防災基本計画</b><br>県および会場地市町が実施する業務の基本的事項を定める。   |   |
|               | 県<br>(国スポ：開・閉会式、県外・<br>县市町共催等競技会<br>障スポ：開・閉会式、競技会)   | 会場地市町<br>(国スポ：競技会)  |
| 令和4年<br>(3年前) | <b>●開・閉会式等自主警備業務実施計画</b><br><b>●開・閉会式等消防防災業務実施計画</b><br><b>●開・閉会式等大規模災害・突発重大事案対策業務実施計画</b><br><b>●会場管理運営要綱</b><br>↓<br>基本計画に基づき、各業務に関して必要な事項や入場者等が遵守すべき事項を定める。 | <b>●競技会場地自主警備業務実施計画</b><br><b>●競技会場地消防防災業務実施計画</b><br><b>●競技会場地大規模災害・突発重大事案対策業務実施計画</b><br><b>●会場管理運営要綱</b> |
| 令和5年<br>(2年前) | ↓<br>令和5年度継続審議・策定  |   |
| 令和6年<br>(1年前) | <b>●開・閉会式等警備計画書（自主警備・交通警備）</b><br><b>●開・閉会式会場防災計画書</b><br>県が実施する自主警備、交通警備および防災対策に関する計画書を作成する（業務委託）。  | <b>●業務マニュアル</b>   |
| 令和7年<br>(開催年) | <b>●業務マニュアル</b>  |   |

## 2. 当面のスケジュール

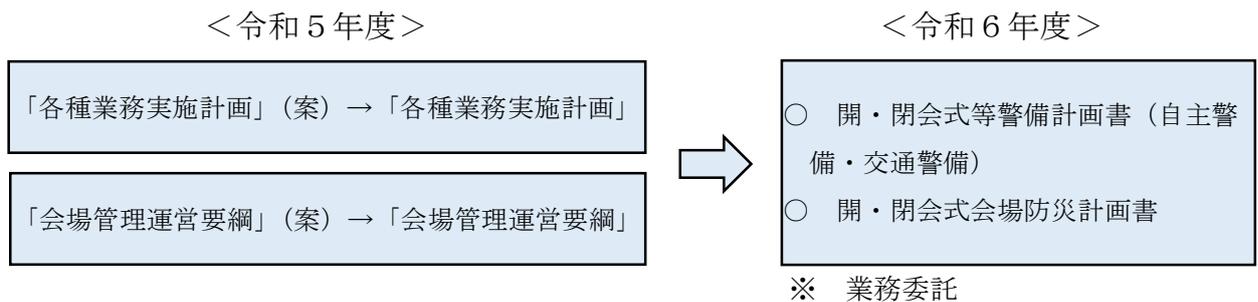
### 開・閉会式等各種業務実施計画の作成

#### <令和5年度>

「開・閉会式等自主警備業務実施計画」、「開・閉会式等消防防災業務実施計画」、「開・閉会式等大規模災害・突発重大事案対策業務実施計画」(以下「各種業務計画」という。)および「会場管理運営要綱」(案)について、専門委員会委員、会場地市町等関係機関等に対する意見照会を実施し、専門委員会での審議を経て、各種業務実施計画および会場管理運営要綱を作成する。

#### <令和6年度>

令和5年度に作成する各種業務計画および会場管理運営要綱を基に、開・閉会式等警備計画書(自主警備・交通警備)、開・閉会式会場防災計画書等を作成する(業務委託)。



**わたSHIGA輝く国スポ・障スポ  
開・閉会式等自主警備実施計画（案）等への意見照会の結果について**

開・閉会式等自主警備実施計画（案）等について、警備・消防委員会委員の所属、全国障害者スポーツ大会専門委員会委員、彦根総合スポーツ公園の指定管理者および会場地市町に意見を照会したところ、以下のとおり意見の提出がありました。

| 番号 | 意見提出者         | 箇所   | 意見等  | 事務局の考え方  |
|----|---------------|--|--|--|
| 1  | 滋賀県消防長会       | (2) 開・閉会式等消防防災業務実施計画第4条  | <p>&lt;意見&gt; (3) の追加<br/>（火気等使用予防管理）について、「(3) 露店等の開設に伴う消防機関との協議 露店等の開設については、実施場所を管轄する消防機関と事前に協議すること。」を加える。</p> <p>&lt;趣旨&gt;<br/>実行委員会事務局広報係担当者との事前協議調整内容を明文化させるため。</p>   | 御意見の趣旨を踏まえ、修正します。<br>おもてなし広場の開設に際しては、事前に事務局担当と管轄消防との協議を実施しますので、御協力願います。  |
| 2  |               | (2) 開・閉会式等消防防災業務実施計画第13条   | <p>&lt;意見&gt; 文言（下線部）の変更<br/>（1）非常放送の対応について、「実施本部は、火災等発生時の非常放送について、<u>早期に発生場所等を把握し、避難の方向を指示するなど</u>、来場者が安全に避難できる放送内容に努める。」に加除訂正する。</p> <p>&lt;趣旨&gt;<br/>非常放送での放送内容について具体的に記載し徹底するため。</p>  | 御意見の趣旨を踏まえ、修正します。<br>なお、「早期に発生場所等を把握し、」については、第12条の「火災等発生時における対応」に盛り込まれておりますので、(1) 非常放送の対応等につきましては、「実施本部は、火災等発生時の非常放送について、来場者の心理的不安を除去するとともに、避難の方向を指示するなど、来場者が安全に避難できる放送内容に努める。」に修正します。                                       |
| 3  | 滋賀県警察本部警備対策課  | (1) 開・閉会式等自主警備業務実施計画第6条  | <p>&lt;意見&gt; 文言（下線部）の追加<br/>（6）会場入退場者管理について、「オ 式典会場における途中退場者に対して、<u>ADカード等の確認および本人確認、手荷物検査等を再度行うことを伝え、再入場するときは確実にADカード等の確認および本人確認、手荷物検査等を行う。</u>」に加除訂正する。</p> <p>&lt;趣旨&gt;<br/>入場者にリストバンドを交付する場合、付替えによるすり替わりが可能であるため。</p>  | 来場者は、AD管理エリアの入口においてADカード等の確認および本人確認を済ませており、式典会場の入場口では、さらに警戒力を高めるため、金属探知機検査および手荷物検査を実施しております。途中退場者に対しても同様の対応となります。<br>そのため、オに文言の追加は行いませんが、御意見の趣旨を踏まえ、「カ 式典会場の入場口において、本部員等は、ADカードの確認を行うとともに、必要と認める場合に本人確認を行う。」を追加し、不正入場を防止します。 |
| 4  | 彦根市国スポ・障スポ競技課 | <p>(1) 開・閉会式等自主警備業務実施計画第1条</p> <p>(2) 開・閉会式等消防防災業務実施計画第1条</p> <p>(3) 開・閉会式等大規模災害・突発重大事案対策業務実施計画第1条</p> | <p>&lt;意見&gt; 文言（下線部）の追加<br/>（目的）について、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ（以下「両大会」という。）開・閉会式、両大会開・閉会式リハーサル、わたSHIGA輝く国スポ県外・県市町共催等競技会、わたSHIGA輝く障スポ競技会およびこれらのリハーサル大会（以下「開・閉会式等」という。）の開催に伴う…」に加除訂正する。</p> <p>&lt;趣旨&gt;<br/>リハーサルについて、両大会開・閉会式のみにはしか言及がないが、わたSHIGA輝く国スポ県外・県市町共催等競技会およびわたSHIGA輝く障スポ競技会の各種リハーサル大会を含める必要があると思われるため、それが読み取れるような表現に改められたい。</p> | 国スポ県外・県市町共催等競技会および障スポ競技会のリハーサル大会については、各競技によって規模、警備体制、実施本部体制が異なることから、本実施計画には含めませんが、本計画を参考に、各競技会場に応じた対策を実施してまいります。   |

|   |                             |  |   |  |
|---|-----------------------------|--|---|--|
| 5 | 彦根市国<br>スポ・障<br>スポ競技<br>課   | (1) 開・閉<br>会式等自主<br>警備業務実<br>施計画第6<br>条  | <p>&lt;意見&gt; 文言（下線部）の追加<br/> (2) 事前警戒・警備ウについて、「自主警備関係機関と連携して来場者の滞留が予想される入場口付近の道路において、必要に応じてあらかじめ一般車両の通行を禁止する措置を講ずるとともに、車両の突入を阻止する。」に加除訂正する。</p>  | 趣旨を踏まえ、御意見のとおり修正します。   |
| 6 |                             | (2) 開・閉会<br>式等消防防<br>災業務実施<br>計画第10条     | <p>&lt;意見&gt;<br/> (緊急車両の配備)について、「警備消防防災本部は、消防に対し、消防ポンプ自動車や救急自動車等の緊急車両の配備を依頼する。配備する場所は、あらかじめ消防と協議の上、定める」について、主会場地である彦根市消防本部の意見等を確認・反映していただきたい。</p>  | 御意見のとおり、彦根市消防本部等消防機関との協議・連携を図ってまいります。  |
|   |                             |  | <p>&lt;趣旨&gt;<br/> 緊急車両および人員が限られる中での対応になるため。</p>  |  |
| 7 |                             | (1) 開・閉会<br>式等自主<br>警備業務実<br>施計画第16<br>条 | <p>&lt;意見&gt;<br/> 昨年度の素案の照会で回答した「障害理解に関する研修の追加」が反映されていないが、その理由を教えてください。</p>  | 「(4) その他自主警備に係る必要な事項に関すること。」に含まれていると考えますので、項目の追加は行いませんが、研修・訓練内容は、障害の種別・特性の理解が図られるよう考慮した内容とする必要があると考えていますので、今後も検討を進め、障害理解に関する研修につきましては、開催年度に予定している「実施本部員研修会」等で実施することとします。 |
| 8 | 滋賀県健<br>康医療福<br>祉部障害<br>福祉課 | (4) 開・閉<br>会式会場管<br>理運営要綱<br>第4条         | <p>&lt;意見&gt; 文言（下線部）の追加<br/> 第1項の(11)について、「動物類(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)で定める身体障害者補助犬を除く。)」に加除訂正する。</p> <p>&lt;趣旨&gt;<br/> 本文中の「盲導犬、聴導犬、介助犬『等』」の「等」に含まれる犬の種類が不明であるため。<br/> 上記3種類以外の犬を対象とする場合、何をもちって訓練された犬か否かを判断するのか教えてください。<br/> 【参考】身体障害者補助犬法第2条第1項 この法律において「身体障害者補助犬」とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。</p> | 開・閉会式関連会場に入場が想定されるのは、盲導犬、聴導犬、介助犬のみです。御意見を踏まえ、「動物類(身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬および聴導犬)を除く。)」に改めます。  |
| 9 | 滋賀県視<br>覚障害者<br>福祉協会        | 全般                                       | <p>&lt;意見&gt;<br/> 障スポ大会の会場に来られる方は、障害のある方の割合が大きいと思われる。障害のある方への配慮を考慮すると、国スポと障スポを同じ実施計画で対応できるのか不安に思う。</p>   | 来年度から、具体的な警備内容について定める警備計画書の作成を始めますが、計画書については、国スポと障スポに分けて作成します。御意見を踏まえ、障害のある方が事故等なく、両大会等に参加いただけるよう、今後も検討を進めてまいります。  |

|    |                        |                          |   |   |
|----|------------------------|--------------------------|---|---|
| 10 | 滋賀県視覚障害者福祉協会           | (1) 開・閉会式等自主警備業務実施計画第6条  | <p>&lt;意見&gt;<br/> (1) 実施場所の把握において、実地踏査で障害のある方に対して配慮すべき箇所や配慮することを把握する必要があると考える。<br/> 雑踏警備において、危険個所の把握は重要であるが、障害者の視点での把握が必要である。</p>  | <p>御意見のとおり、障害者の視点に立った危険個所の把握は重要と考えております。<br/> 実地踏査を繰り返し行い、来年度から作成を始める警備計画書や開催年度に作成予定の警備マニュアルに反映させていただきます。</p>   |
| 11 |                        | (1) 開・閉会式等自主警備業務実施計画第16条 | <p>&lt;意見&gt;<br/> 研修・訓練等の内容には、視覚障害者の誘導の方法や車いすの取扱いなど、障害の特性に応じた対応の方法を含めることが必要と考える。</p> <p>&lt;趣旨&gt;<br/> 開会・閉会式の会場には、障害者にとって危険な箇所が多数見受けられるため</p>  | <p>「(4) その他自主警備に係る必要な事項に関すること。」に含まれていると考えますので、項目の追加は行いませんが、視覚障害者の誘導や車いすの取扱い要領の習得は重要と考えておりますので、開催年度に予定している「実施本部員研修会」等で同内容に関する研修を実施できるように検討を進めてまいります。</p> |
| 12 | 一般社団法人滋賀県障害者スポーツ協会     | 全般                       | <p>&lt;意見&gt;<br/> 避難誘導、避難経路等について、車いす利用者、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者等に配慮した、誘導方法(情報伝達方法)、避難経路等となるようお願いしたい。</p>   | <p>各御意見の事項については、来年度から作成を始める警備計画書および開催年度に作成予定の警備マニュアルにおいて検討を進めることとしております。御意見を参考に、計画・マニュアルを作成し、必要な研修を実施してまいります。</p>                                       |
| 13 |                        |                          | <p>&lt;意見&gt;<br/> 特に、発災時の非常放送について、視覚障害者や聴覚障害者にも配慮した情報伝達を検討いただくようお願いしたい。</p>  |   |
| 14 |                        |                          | <p>&lt;意見&gt;<br/> 研修において、障害者対応についての要配慮事項等についても留意をお願いしたい。</p>   |   |
| 15 |                        |                          | <p>&lt;意見&gt;<br/> 障スポ大会において、障害者が多く参加することから、国スポと同様の対応・避難経路・避難場所で問題がないか検証をお願いしたい。</p>  |   |
| 16 | 米原市スポーツ推進課国スポ・障スポ大会推進室 | (1) 開・閉会式等自主警備業務実施計画第6条  | <p>&lt;意見&gt; <b>文言(下線部)の追加</b><br/> (6) 会場入退場者管理ウについて、「式典会場の入口に金属探知機検査および手荷物検査(以下「手荷物検査等」という。)を行うために入場口を設置する。本部員等は、手荷物検査等を行い、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ開・閉会式会場管理運営要綱(以下「会場管理運営要綱」という。)で定める式典会場に持ち込むことを禁止する物(以下「持込禁止物」という。)を察知し、その搬入を阻止するため、一時預かるものとする。」に加除訂正する。</p> <p>&lt;趣旨&gt;<br/> 「発見を行う」という表現は、違和感があるし、発見したその後、どのような対応を行うのが明確になっていないのではないかと。実施計画なので、具体的な表現が必要ではないかと。<br/> また、以下「持込禁止物」と表現するので、「物品」より「物」の方が良いと考える。<br/> ※開・閉会式会場管理運営要綱第4条との整合</p> | <p>(6) エにおいて、持込禁止物の預かりについて示しておりますので、ウに文言の追加は行いませんが、御意見を踏まえ、「禁止物品」を「禁止物」に、「発見を行う。」を「発見する。」に改めます。</p>   |

(1) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ開・閉会式等自主警備業務実施計画 (中間案・案対照表)

| (中間案)  | (案)  |  |         |     |     |  |  |     |      |         |     |     |   |
|--|------|--|---------|-----|-----|--|--|-----|------|---------|-----|-----|---|
| <p><b>第1章 総則</b></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この計画は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会警備・消防防災基本計画に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ (以下「両大会」という。) 開・閉会式、両大会開・閉会式リハーサルおよびわた SHIGA 輝く障スポ競技会 (以下「開・閉会式等」という。) の開催に伴う自主警備体制および活動要領について必要な事項を定めることにより、事件・事故等の未然防止および発生時における速やかな事態の収拾を図り、選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他の関係者ならびに一般観覧者 (以下「両大会参加者等」という。) の生命・身体・財産を保護することを目的とする。</p> <p>第2条 省略</p> <p><b>第2章 両大会開・閉会式会場における活動</b></p> <p>(実施期日および実施場所)</p> <p>第3条 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">実施期日</th> <th style="text-align: center;">実 施 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td> <p><b>【彦根総合スポーツ公園】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 彦根総合スポーツ公園敷地内およびその周辺</li> <li>○ その他関係施設</li> </ul> <p>(荒天時)<br/>未定</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(組織および任務)</p> <p>第4条 実施本部は、自主警備業務に万全を期すため、実施本部内に警備、消防、防災等に関係する各班の職員等で構成する「警備消防防災本部」を設置する。また、警備消防防災本部編成表 (別表) のとおり編成し、本部員 (わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局職員および県職員をいう。) および警戒員 (委託警備会社業務員およびボランティアスタッフをいう。) (以下「本部員等」という。) に対して、具体的な任務区分を付与し、責任の所在を明確にしておく。</p> | 区 分  | 実施期日   | 実 施 場 所 | (略) | (略) | <p><b>【彦根総合スポーツ公園】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 彦根総合スポーツ公園敷地内およびその周辺</li> <li>○ その他関係施設</li> </ul> <p>(荒天時)<br/>未定</p> | <p><b>第1章 総則</b></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この計画は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会警備・消防防災基本計画に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ (以下「両大会」という。) 開・閉会式、両大会開・閉会式リハーサル、<u>わた SHIGA 輝く国スポ県外・県市町共催等競技会</u>およびわた SHIGA 輝く障スポ競技会 (以下「開・閉会式等」という。) の開催に伴う自主警備体制および活動要領について必要な事項を定めることにより、事件・事故等の未然防止および発生時における速やかな事態の収拾を図り、選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他の関係者ならびに一般観覧者 (以下「両大会参加者等」という。) の生命・身体・財産を保護することを目的とする。</p> <p>第2条 省略</p> <p><b>第2章 両大会開・閉会式会場における活動</b></p> <p>(実施期日および実施場所)</p> <p>第3条 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">実施期日</th> <th style="text-align: center;">実 施 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 彦根総合スポーツ公園敷地内およびその周辺</li> <li>○ その他関係施設</li> </ul> <p>(荒天時)<br/>未定</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(組織および任務)</p> <p>第4条 実施本部は、自主警備業務に万全を期する<del>る</del>ため、実施本部内に警備、消防、防災等に関係する各班の職員等で構成する「警備消防防災本部」を設置する。また、警備消防防災本部編成表 (別表) のとおり編成し、本部員 (わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局職員および県職員をいう。) および警戒員 (委託警備会社業務員およびボランティアスタッフをいう。) (以下「本部員等」という。) に対して、具体的な任務区分を付与し、責任の所在を明確にしておく。</p> | 区 分 | 実施期日 | 実 施 場 所 | (略) | (略) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 彦根総合スポーツ公園敷地内およびその周辺</li> <li>○ その他関係施設</li> </ul> <p>(荒天時)<br/>未定</p> |
| 区 分  | 実施期日 | 実 施 場 所  |         |     |     |  |  |     |      |         |     |     |   |
| (略)  | (略)  | <p><b>【彦根総合スポーツ公園】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 彦根総合スポーツ公園敷地内およびその周辺</li> <li>○ その他関係施設</li> </ul> <p>(荒天時)<br/>未定</p> |         |     |     |  |  |     |      |         |     |     |   |
| 区 分  | 実施期日 | 実 施 場 所  |         |     |     |  |  |     |      |         |     |     |   |
| (略)  | (略)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 彦根総合スポーツ公園敷地内およびその周辺</li> <li>○ その他関係施設</li> </ul> <p>(荒天時)<br/>未定</p>                            |         |     |     |  |  |     |      |         |     |     |   |

第5条 省略

(平常時における活動)

第6条 警備消防防災本部は、自主警備関係機関および実施本部各班と連携し、次のとおり自主警備業務を行う。

(1) 省略

(2) 事前警戒・警備

ア 省略

イ ドローン、カメラ内蔵型マルチヘリコプター、ラジコンヘリコプター、その他遠隔操作または自動操作により飛行させることができる無人航空機（以下「無人航空機」という。）による犯罪行為や妨害行為を未然に防止するため、自主警備関係機関と連携して対策を講じる。

(新設)

(3) 交通誘導整理

ア～ウ 省略

エ 交通渋滞および交通事故の原因となる駐車車両を発見したときは、運転手等に対して移動を要請する。要請に応じない場合または運転手等不在の場合は、自主警備関係機関と連携して対策を講じる。

オ 省略

(4) 会場内外通行管理

ア 省略

イ 両大会参加者以外の一般通行者に対して、立入制限場所および迂回路を案内する。

ウ 省略

エ 入場用IDカード等の通行管理レベル識別証（以下「IDカード等」という。）に応じた通行の適否を確認するとともに、式典会場内の配席区分に応じた入場者の案内・整理を行う。

(5) 雑踏警備

ア・イ 省略

ウ 来場者が過密となり、事故等の発生のおそれがある場合は、来場者の分断、進入規制、迂回措置等の状況に応じた適切な措置を行う。

(6) 会場入退場者管理

第5条 省略

(平常時における活動)

第6条 警備消防防災本部は、自主警備関係機関および実施本部各班と連携し、次のとおり自主警備業務を行う。

(1) 省略

(2) 事前警戒・警備

ア 省略

イ ドローン、カメラ内蔵型マルチヘリコプター、ラジコンヘリコプター、その他遠隔操作または自動操作により飛行させることができる無人航空機（以下「ドローン等」という。）による犯罪行為や妨害行為を未然に防止するため、自主警備関係機関と連携して対策を講ずる。

ウ 自主警備関係機関と連携して来場者の滞留が予想される入場口付近の道路において、必要に応じてあらかじめ一般車両の通行を禁止する措置を講ずるとともに、車両の突入を阻止する。

(3) 交通誘導整理

ア～ウ 省略

エ 交通渋滞および交通事故の原因となる駐車車両を発見したときは、運転手等に対して移動を要請する。要請に応じない場合または運転手等不在の場合は、自主警備関係機関と連携して対策を講ずる。

オ 省略

(4) 会場内外通行管理

ア 省略

イ 両大会参加者等以外の一般通行者に対して、立入制限場所および迂回路を案内する。

ウ 省略

エ 入場用ADカード等の通行管理レベル識別証（以下「ADカード等」という。）に応じた通行の適否を確認するとともに、式典会場内の配席区分に応じた入場者の案内・整理を行う。

(5) 省略

ア・イ 省略

ウ 来場者が過密となり、事故等の発生のおそれがある場合は、来場者の分断、進入規制、迂回措置等の状況に応じた適切な措置を講ずる。

(6) 会場入退場者管理

ア 開・閉会式会場に入場管理エリアを設定し、IDカード等を所持していない者の入場を禁止する。

イ 入場管理エリア内に入場する来場者のIDカード等を確認するため、入場管理エリアの入口にIDカード等確認場所を設置する。本部員等は、IDカード等の確認および本人確認を行い、不正に入場しようとする者を排除する。

ウ 式典会場の入口に金属探知器検査および手荷物検査（以下「手荷物検査等」という。）を行うための入場口を設置する。本部員等は、手荷物検査等を行い、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ開・閉会式等会場管理運営要綱（以下「会場管理運営要綱」という。）で定める式典会場内に持ち込むことを禁止する物品（以下「持込禁止物」という。）の発見を行う。

エ・オ 省略  
(新設)

カ 式典会場の入場口において、入退場者数を時間毎に確認し、会場内の来場者を管理する。

(7) 省略

(8) 迷子、遺失物等に対する対応

本部員等は、迷子、遺失物および拾得物の発見または届け出があったときは、速やかに警備消防防災本部に報告するとともに、迷子・遺失物預かり所に引き継ぐものとする。

(事件・事故等発生時における対応)

第7条 警備消防防災本部は、事件・事故、妨害行為等（以下「事案等」という。）の発生情報を入手した場合は、事実確認に努めるとともに事態の早期鎮圧、被害の拡大防止を図るため、自主警備関係機関と協力し、次の活動を行う。

(1) 省略

(2) 初期対応

ア 省略

(ア)・(イ) 省略

(ウ) 情報分析を的確に行い、事案等の拡大のおそれがある場合は、実施本部および自主警備関係機関との連携を図りながら、事案等の拡大防止に必要な措置を講じる。

イ 本部員等は、次の初期対応を行う。

(ア) 両大会参加者の生命・身体を守ることを最優先に、二次被害が発生することのないよう安全性を確認した上で、被害者の救出・救助を行うとともに、負傷者に対し必要な応急手当を行う。

ア 開・閉会式会場にADカード等により入場管理を行う区域（以下「AD管理エリア」という。）を設定し、ADカード等を所持していない者の入場を禁止する。

イ AD管理エリア内に入場する来場者のADカード等を確認するため、AD管理エリアの入口にADカード等確認場所を設置する。本部員等は、ADカード等の確認および本人確認を行い、不正に入場しようとする者を排除する。

ウ 式典会場の入口に金属探知器検査および手荷物検査（以下「手荷物検査等」という。）を行うための入場口を設置する。本部員等は、手荷物検査等を行い、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ開・閉会式等会場管理運営要綱（以下「会場管理運営要綱」という。）で定める式典会場内に持ち込むことを禁止する物（以下「持込禁止物」という。）を発見する。

エ・オ 省略

カ 式典会場の入場口において、本部員等は、ADカードの確認を行うとともに、必要と認める場合に本人確認を行う。

キ 式典会場の入場口において、入退場者数を時間ごとに確認し、会場内の来場者を管理する。

(7) 省略

(8) 迷子、遺失物等に対する対応

本部員等は、迷子、遺失物および拾得物の発見または届出があったときは、速やかに警備消防防災本部に報告するとともに、迷子・遺失物預かり所に引き継ぐものとする。

(事件・事故等発生時における対応)

第7条 警備消防防災本部は、事件・事故、妨害行為等（以下「事案等」という。）の発生情報を入手した場合は、事実確認に努めるとともに事態の早期鎮圧、被害の拡大防止を図るため、自主警備関係機関と協力し、次の活動を行う。

(1) 省略

(2) 初期対応

ア 省略

(ア)・(イ) 省略

(ウ) 情報分析を的確に行い、事案等の拡大のおそれがある場合は、実施本部および自主警備関係機関との連携を図りながら、事案等の拡大防止に必要な措置を講ずる。

イ 本部員等は、次の初期対応を行う。

(ア) 両大会参加者等の生命・身体を守ることを最優先に、二次被害が発生することのないよう安全性を確認した上で、被害者の救出・救助を行うとともに、負傷者に対し必要な応急手当を行う。

(イ)・(ウ) 省略

(エ) 来場者の状況を注視し、現場への殺到、混乱など危険な兆候が見られる場合は、警備消防防災本部へ報告するとともに、来場者への誘導や広報を行い、落ち着いた行動を呼びかける。

(オ) 省略

(カ) その他事案等の鎮圧、拡大防止等に必要な措置を行う。

(3) 省略

第8条 省略

(記録)

第9条 警備消防防災本部は、自主警備活動状況の把握、発生した事案等の内容および講じた措置等について、「開・閉会式等自主警備業務記録」(様式第1号)、「通信記録」(様式第2号)および「事件・事故等発生状況報告書」(様式第3号)により記録する。

第10条 省略

(新設)

(イ)・(ウ) 省略

(エ) 来場者の状況を注視し、現場への殺到、混乱など危険な兆候が見られる場合は、警備消防防災本部へ報告するとともに、来場者への誘導や広報を行い、落ち着いた行動を呼び掛ける。

(オ) 省略

(カ) その他事案等の鎮圧、拡大防止等に必要な措置を講ずる。

(3) 省略

第8条 省略

(記録)

第9条 警備消防防災本部は、自主警備活動状況の把握、発生した事案等の内容、講じた措置等について、「開・閉会式等自主警備業務記録」(様式第1号)、「無線等通信記録」(様式第2号)および「事件・事故等発生状況報告書」(様式第3号)により記録する。

第10条 省略

**第3章 わた SHIGA 輝く国スポの県外・県市町共催等競技会場における活動**

(実施期日および実施場所)

第11条 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。

| 区 分                 | 実施期日                                 | 実 施 場 所                              |
|---------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 競 技 会 場<br>(練習会場含む) | 令和7年(2025年)<br>9月29日(月)<br>～10月3日(金) | 【彦根市】<br>○ラピュタボウル彦根[ボウリング]           |
|                     | 10月3日(金)<br>～10月7日(火)                | 【野洲市】<br>○滋賀県希望が丘文化公園[ラグビーフットボール]    |
|                     | 9月22日(月)<br>～9月25日(木)                | 【京都府向日市】<br>○京都向日町競輪場[自転車(トラック・レース)] |
|                     | 10月4日(土)                             | 【大阪府豊能郡能勢町】                          |

**第3章 わた SHIGA 輝く障スポの競技会場における活動**

(実施期日および実施場所)

第11条 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。

| 区分               | 実施期日  | 実施場所(予定)   |
|------------------|---|--|
| 競技会場<br>(練習会場含む) | 令和7年(2025年)<br>10月24日(金)<br>～10月27日(月)<br>(公式練習日含む) | 【大津市】<br>○滋賀ダイハツアリーナ(滋賀アリーナ)[バスケットボール(知)、車いすバスケットボール(身)]<br><br>【彦根市】<br>○平和堂HATOスタジアム(彦根総合スポーツ公園陸上競技場)[陸上競技(身・知)]<br>○ラピュタボウル彦根[ボウリング(知)]<br><br>【長浜市】<br>○長浜バイオ大学ドーム(滋賀県立長浜ドーム)[フットソフトボール(知)]<br><br>【近江八幡市】 |
|                  | ※ 実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前警戒・警備に係る期間を含むものとする。    |  |

～10月7日(火)

○能勢ライフル射撃場[ライフル射撃](50m、10m、BR・BP)

9月29日(月)

【兵庫県三木市】

～10月3日(金)

○三木ホースランドパーク[馬術]

※ 実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前警戒・警備に係る期間を含むものとする。

※ 上記競技会場と異なる練習会場についても実施場所を含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場および練習会場が所在する付帯施設ならびにその周辺を含むものとする。

(活動要領)

第12条 自主警備体制および活動要領は、第2章の規定を準用し、関係機関と調整の上、協力して行う。

**第4章 わた SHIGA 輝く障スポの競技会場における活動**

(実施期日および実施場所)

第13条 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。

| 区分               | 実施期日  | 実施場所(予定)   |
|------------------|---|--|
| 競技会場<br>(練習会場含む) | 令和7年(2025年)<br>10月24日(金)<br>～10月27日(月)<br>(公式練習日含む) | 【大津市】<br>○滋賀ダイハツアリーナ(滋賀アリーナ)[バスケットボール(知)、車いすバスケットボール(身)]<br><br>【彦根市】<br>○平和堂HATOスタジアム(彦根総合スポーツ公園陸上競技場)[陸上競技(身・知)]<br>○ラピュタボウル彦根[ボウリング(知)]<br><br>【長浜市】<br>○長浜バイオ大学ドーム(滋賀県立長浜ドーム)[フットソフトボール(知)]<br><br>【近江八幡市】 |
|                  | ※ 実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前警戒・警備に係る期間を含むものとする。    |  |

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  | <p>○近江八幡市立運動公園体育館[バレーボール(身)]</p> <p><b>【草津市】</b></p> <p>○(仮称)草津市立プール[水泳(身・知)]</p> <p>○草津市立総合体育館[バレーボール(精)]</p> <p><b>【守山市】</b></p> <p>○野洲川歴史公園サッカー場(ビッグレイク)[サッカー(知)]</p> <p><b>【甲賀市】</b></p> <p>○甲賀市水ロスportsの森[フライングディスク(身・知)]</p> <p>○甲賀市水口体育館[ボッチャ(身)]</p> <p><b>【野洲市】</b></p> <p>○野洲市総合体育館[卓球(サウンドテーブルテニスを含む)(身・知・精)]</p> <p><b>【湖南市】</b></p> <p>○湖南市総合体育館[バレーボール(知)]</p> <p><b>【高島市】</b></p> <p>○高島市今津総合運動公園第1グラウンド・第2グラウンド[ソフトボール(知)]</p> <p><b>【東近江市】</b></p> <p>○東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド[グラウンドソフトボール(身)]</p> <p><b>【愛荘町】</b></p> <p>○愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド[アーチェリー(身)]</p> <p>※ 上記競技会場と異なる練習会場についても実施場所に含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場および練習会場が所在する付帯施設ならびにその周辺を含むものとする。</p> |  | <p>○近江八幡市立運動公園体育館[バレーボール(身)]</p> <p><b>【草津市】</b></p> <p>○<u>インフロニア草津アクアティクスセンター(草津市立プール)</u>[水泳(身・知)]</p> <p>○草津市立総合体育館[バレーボール(精)]</p> <p><b>【守山市】</b></p> <p>○野洲川歴史公園サッカー場(ビッグレイク)[サッカー(知)]</p> <p><b>【甲賀市】</b></p> <p>○甲賀市水ロスportsの森[フライングディスク(身・知)]</p> <p>○甲賀市水口体育館[ボッチャ(身)]</p> <p><b>【野洲市】</b></p> <p>○野洲市総合体育館[卓球(サウンドテーブルテニスを含む)(身・知・精)]</p> <p><b>【湖南市】</b></p> <p>○湖南市総合体育館[バレーボール(知)]</p> <p><b>【高島市】</b></p> <p>○高島市今津総合運動公園第1グラウンド・第2グラウンド[ソフトボール(知)]</p> <p><b>【東近江市】</b></p> <p>○東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド[グラウンドソフトボール(身)]</p> <p><b>【愛荘町】</b></p> <p>○愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド[アーチェリー(身)]</p> <p>※ 上記競技会場と異なる練習会場についても実施場所に含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場および練習会場が所在する付帯施設ならびにその周辺を含むものとする。</p> |
|--|--|--|--|--|

(活動要領)

第12条 自主警備体制および活動要領は、第2章の規定を準用し、当日の実施業務を分担する会場地市町と協議の上、協力して整備する。

#### 第4章 研修・訓練

(研修・訓練等の実施)

第13条 実施本部は、開・閉会式等における自主警備業務を円滑に実施するため、関係する本部員等に対し、実施期日前の適切な時期に、業務に関する研修および事前訓練等を実施する。

(研修・訓練等の内容)

第14条 自主警備業務に関する研修・訓練等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 開・閉会式等における自主警備業務に関すること。
- (2) 自主警備関係機関との連携に関すること。
- (3) 避難誘導、避難経路に関すること。
- (4) その他自主警備に係る必要な事項に関すること。

#### 第5章 雑則

(委任)

第15条 この計画に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

(活動要領)

第14条 自主警備体制および活動要領は、第2章の規定を準用し、当日の実施業務を分担する会場地市町と協議の上、協力して整備する。

#### 第5章 研修・訓練

(研修・訓練等の実施)

第15条 実施本部は、開・閉会式等における自主警備業務を円滑に実施するため、関係する本部員等に対し、実施期日前の適切な時期に、業務に関する研修、事前訓練等を実施する。

(研修・訓練等の内容)

第16条 自主警備業務に関する研修・訓練等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 開・閉会式等における自主警備業務に関すること。
- (2) 自主警備関係機関との連携に関すること。
- (3) 避難誘導、避難経路に関すること。
- (4) その他自主警備に係る必要な事項に関すること。

#### 第6章 雑則

(委任)

第17条 この計画に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

別表（第4条関係）

警備消防防災本部編成表

| 編成              | 業務内容   |
|-----------------|--|
| 警備消防防災本部長       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開・閉会式等における自主警備・消防防災業務の総括・管理</li> <li>○ 実施本部各部との調整</li> </ul>  |
| 警備消防防災班長        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自主警備関係機関（※1）との連絡調整</li> <li>○ 臨時消防防災組織（※2）の指揮、運用</li> <li>○ その他重大な事案対応</li> </ul>   |
| 本部長・警戒員<br>（※3） | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備消防防災本部の運営</li> <li>○ 実施本部各部各班との調整</li> <li>○ 自主警備関係機関との連絡調整</li> <li>○ 事案等情報収集</li> <li>○ 業務内容の記録</li> <li>○ 教育訓練</li> <li>○ 自主警備業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平常時における活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>事前の会場状況把握、事前警戒・警備、交通誘導、入退場者管理整理、雑踏警備、不審者・不審物件等に対する警戒、迷子・遺失物等に対する対応</li> </ul> </li> <li>・ 事件事故等発生時における対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>通報連絡、初期対応、犯罪等予告に対する対応</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 消防防災業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火気等使用予防管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>火気等使用場所の指定、火気等使用者・関係者への指導</li> </ul> </li> <li>・ 平常時における活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>火災等の警戒、消火用設備の点検・確認、避難経路の確保</li> </ul> </li> <li>・ 緊急車両の配備</li> <li>・ 火災等発生時における対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>通報連絡、初期対応、避難誘導、救急救助活動</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> |

※1 自主警備関係機関とは、警察、消防、県防災担当部局、委託警備会社等をいう。

※2 臨時消防防災組織とは、消防防災業務実施計画に基づき、火災等が発生し、または発生のおそれがある場合に編成される組織をいう。

※3 「本部長」とは、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局職員および県職員をいう。  
「警戒員」とは、委託警備会社業務員およびボランティアスタッフをいう。

別表（第4条関係）

警備消防防災本部編成表

| 編成              | 業務内容  |
|-----------------|---|
| 警備消防防災本部長       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開・閉会式等における自主警備・消防防災業務の総括・管理</li> <li>○ 実施本部各部との調整</li> </ul>   |
| 警備消防防災班長        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自主警備関係機関（※1）との連絡調整</li> <li>○ 臨時消防防災組織（※2）の指揮、運用</li> <li>○ その他重大な事案対応</li> </ul>  |
| 本部長・警戒員<br>（※3） | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備消防防災本部の運営</li> <li>○ 実施本部各部各班との調整</li> <li>○ 自主警備関係機関との連絡調整</li> <li>○ 事案等情報収集</li> <li>○ 業務内容の記録</li> <li>○ 教育訓練</li> <li>○ 自主警備業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平常時における活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>事前の会場状況把握、事前警戒・警備、交通誘導、入退場者等の管理および整理、雑踏警備、不審者・不審物件等に対する警戒、迷子・遺失物等に対する対応</li> </ul> </li> <li>・ 事件事故等発生時における対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>通報連絡、初期対応、犯罪等予告に対する対応</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 消防防災業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火気等使用予防管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>火気等使用場所の指定、火気等使用者・関係者への指導</li> </ul> </li> <li>・ 平常時における活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>火災等の警戒、消火用設備の点検・確認、避難経路の確保</li> </ul> </li> <li>・ 緊急車両の配備</li> <li>・ 火災等発生時における対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>通報連絡、初期対応、避難誘導、救急救助活動</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> |

※1 自主警備関係機関とは、警察、消防、県防災担当部局、委託警備会社等をいう。

※2 臨時消防防災組織とは、消防防災業務実施計画に基づき、火災等が発生し、または発生のおそれがある場合に編成される組織をいう。

※3 「本部長」とは、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局職員および県職員をいう。  
「警戒員」とは、委託警備会社業務員およびボランティアスタッフをいう。



(2) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ開・閉会式等消防防災業務実施計画 (中間案・案対照表)

| (中間案)  | (案)  |   |         |     |     |   |   |     |      |         |     |     |                                     |
|--|------|---|---------|-----|-----|---|---|-----|------|---------|-----|-----|-------------------------------------|
| <p><b>第1章 総則</b></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この計画は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会警備・消防防災基本計画に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ (以下「両大会」という。) 開・閉会式、両大会開・閉会式リハーサルおよびわた SHIGA 輝く障スポ競技会 (以下「開・閉会式等」という。) の開催に伴う消防防災体制および活動要領について定め、火災その他の災害 (以下「火災等」という。) の未然防止および発生時における迅速かつ的確な対応を図り、選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他の関係者ならびに一般観覧者の安全を確保することを目的とする。</p> <p>第2条・第3条 省略</p> <p>(火気等使用予防管理)</p> <p>第4条 実施本部は、火災予防および災害の発生による出火を防止するため、各施設管理者と協力して火気等の使用に関して次の業務を行う。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 各施設管理者の承認</p> <p>次に掲げる事項を行う場合は、<u>予め</u>各施設管理者に申し出て、承認を得るものとする。</p> <p>ア～カ 省略</p> <p><b>(新設)</b></p> <p>第5条 省略</p> <p><b>第3章 両大会開・閉会式会場における活動</b></p> <p>(実施期日および実施場所)</p> <p>第6条 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">実施期日</th> <th style="width: 60%;">実 施 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td><u>【彦根総合スポーツ公園】</u><br/>○ 彦根総合スポーツ公園敷地内およびその周辺</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分  | 実施期日  | 実 施 場 所 | (略) | (略) | <u>【彦根総合スポーツ公園】</u><br>○ 彦根総合スポーツ公園敷地内およびその周辺 | <p><b>第1章 総則</b></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この計画は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会警備・消防防災基本計画に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ (以下「両大会」という。) 開・閉会式、両大会開・閉会式リハーサル、<u>わた SHIGA 輝く国スポ県外・県市町共催等競技会</u>およびわた SHIGA 輝く障スポ競技会 (以下「開・閉会式等」という。) の開催に伴う消防防災体制および活動要領について定め、火災その他の災害 (以下「火災等」という。) の未然防止および発生時における迅速かつ的確な対応を図り、選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他の関係者ならびに一般観覧者の安全を確保することを目的とする。</p> <p>第2条・第3条 省略</p> <p>(火気等使用予防管理)</p> <p>第4条 実施本部は、火災予防および災害の発生による出火を防止するため、各施設管理者と協力して火気等の使用に関して次の業務を行う。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 各施設管理者の承認</p> <p>次に掲げる事項を行う場合は、<u>あらかじめ</u>各施設管理者に申し出て、承認を得るものとする。</p> <p>ア～カ 省略</p> <p><u>(3) 露店等の開設に伴う消防機関との協議</u><br/><u>露店等の開設については、実施場所を管轄する消防と事前に協議を行う。</u></p> <p>第5条 省略</p> <p><b>第3章 両大会開・閉会式会場における活動</b></p> <p>(実施期日および実施場所)</p> <p>第6条 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">実施期日</th> <th style="width: 60%;">実 施 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>○ 彦根総合スポーツ公園敷地内およびその周辺<br/>○ その他関係施設</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 実施期日 | 実 施 場 所 | (略) | (略) | ○ 彦根総合スポーツ公園敷地内およびその周辺<br>○ その他関係施設 |
| 区 分  | 実施期日 | 実 施 場 所                                       |         |     |     |   |   |     |      |         |     |     |                                     |
| (略)  | (略)  | <u>【彦根総合スポーツ公園】</u><br>○ 彦根総合スポーツ公園敷地内およびその周辺 |         |     |     |   |   |     |      |         |     |     |                                     |
| 区 分  | 実施期日 | 実 施 場 所                                       |         |     |     |   |   |     |      |         |     |     |                                     |
| (略)  | (略)  | ○ 彦根総合スポーツ公園敷地内およびその周辺<br>○ その他関係施設           |         |     |     |   |   |     |      |         |     |     |                                     |

|  |  |                                      |   |  |                     |
|--|--|--------------------------------------|---|--|---------------------|
|  |  | <p>○ その他関係施設</p> <p>(荒天時)<br/>未定</p> |   |  | <p>(荒天時)<br/>未定</p> |
| <p>(組織および任務)</p> <p>第7条 実施本部は、消防防災業務に万全を期すため、警備、消防、防災等に関する各班の職員等で構成する「警備消防防災本部」を設置する。また、警備消防防災本部編成表（別表1）のとおりに編成し、本部員（わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局職員および県職員をいう。）および警戒員（委託警備会社業務員およびボランティアスタッフをいう。）（以下「本部員等」という。）に対して、具体的な任務区分を付与し、責任の所在を明確にしておく。</p> <p>2 省略</p> <p>第8条 省略</p> <p>(平常時における活動)</p> <p>第9条 警備消防防災本部は、消防防災関係機関、各施設管理者および実施本部各班と連携して、次のとおり消防防災業務を行う。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 是正・改善</p> <p>警備消防防災本部は、予防管理・点検により、不備、欠陥、支障となる物品の存置、設備等の異常、不審物の発見等の報告があった場合は、実施本部各班および消防防災関係機関に連絡を行うとともに、必要に応じてすみやかに是正・改善を行う。</p> <p>(緊急車両の配備)</p> <p>第10条 警備消防防災本部は、消防に対し、消防ポンプ自動車や救急自動車等の緊急車両の配備を依頼する。配備する場所は、<u>予め</u>消防と協議の上、定める。</p> <p>(火災等発見時の措置)</p> <p>第11条 火災等の発生を認知または発見した者は、消防防災関係機関へ<u>すみやかに</u>通報するとともに、警備消防防災本部に対して電話、無線機、口頭等の最も迅速な方法で通報する。</p> <p>(火災等発生時における対応)</p> <p>第12条 警備消防防災本部は、火災等が発生した場合または情報を入手した場合は、事実確認</p> |  |                                      | <p>(組織および任務)</p> <p>第7条 実施本部は、消防防災業務に万全を期するため、警備、消防、防災等に関する各班の職員等で構成する「警備消防防災本部」を設置する。また、警備消防防災本部編成表（別表1）のとおりに編成し、本部員（わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局職員および県職員をいう。）および警戒員（委託警備会社業務員およびボランティアスタッフをいう。）（以下「本部員等」という。）に対して、具体的な任務区分を付与し、責任の所在を明確にしておく。</p> <p>2 省略</p> <p>第8条 省略</p> <p>(平常時における活動)</p> <p>第9条 警備消防防災本部は、消防防災関係機関、各施設管理者および実施本部各班と連携して、次のとおり消防防災業務を行う。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 是正・改善</p> <p>警備消防防災本部は、予防管理・点検により、不備、欠陥、支障となる物品の存置、設備等の異常、不審物の発見等の報告があった場合は、実施本部各班および消防防災関係機関に連絡を行うとともに、必要に応じて<u>速やかに</u>是正・改善を行う。</p> <p>(緊急車両の配備)</p> <p>第10条 警備消防防災本部は、消防に対し、消防ポンプ自動車や救急自動車等の緊急車両の配備を依頼する。配備する場所は、<u>あらかじめ</u>消防と協議の上、定める。</p> <p>(火災等発見時の措置)</p> <p>第11条 火災等の発生を認知または発見した者は、消防防災関係機関へ<u>速やかに</u>通報するとともに、警備消防防災本部に対して電話、無線機、口頭等の最も迅速な方法で通報する。</p> <p>(火災等発生時における対応)</p> <p>第12条 警備消防防災本部は、火災等が発生した場合または情報を入手した場合は、事実確認</p> |  |                     |

に努めるとともに、被害の拡大防止を図るため、消防防災関係機関および各施設管理者と協力し、次の活動を行う。

(1) 通報・連絡

ア 火災等の情報または発生の報告を受理したときは、その報告内容を「通信記録」(様式第2号)に記録するとともに、直ちに本部員等を現場に派遣し、事実確認を行う。

イ～ウ 省略

(2) 初期対応

ア 省略

イ 本部員等は、次の初期対応を行う。

(ア)～(エ) 省略

(オ) 来場者の状況を注視し、現場への殺到、混乱等危険な兆候が見られる場合は、警備消防防災本部へ報告するとともに、来場者への誘導や広報を行い、落ち着いた行動を呼びかける。

(カ) その他火災等の鎮圧、拡大防止等に必要な措置を行う。

(3)・(4) 省略

(非常放送)

第13条 火災等発生時における非常放送は、次のとおり定める。

(1) 非常放送の対応

実施本部は、火災等発生時の非常放送について、来場者の心理的不安を除去する放送内容に努める。

(2) 省略

第14条 省略

(大規模災害・突発重大事案が発生した場合の措置)

第15条 大規模災害・突発重大事案が発生した場合の対策は、別に定める。

第16条 省略

(新設)

に努めるとともに、被害の拡大防止を図るため、消防防災関係機関および各施設管理者と協力し、次の活動を行う。

(1) 通報・連絡

ア 火災等の情報または発生の報告を受理したときは、その報告内容を「無線等通信記録」(様式第2号)に記録するとともに、直ちに本部員等を現場に派遣し、事実確認を行う。

イ～ウ 省略

(2) 初期対応

ア 省略

イ 本部員等は、次の初期対応を行う。

(ア)～(エ) 省略

(オ) 来場者の状況を注視し、現場への殺到、混乱等危険な兆候が見られる場合は、警備消防防災本部へ報告するとともに、来場者への誘導や広報を行い、落ち着いた行動を呼び掛ける。

(カ) その他火災等の鎮圧、拡大防止等に必要な措置を講ずる。

(3)・(4) 省略

(非常放送)

第13条 火災等発生時における非常放送は、次のとおり定める。

(1) 非常放送の対応

実施本部は、火災等発生時の非常放送について、来場者の心理的不安を除去するとともに、避難の方向を指示するなど、来場者が安全に避難できる放送内容に努める。

(2) 省略

第14条 省略

(大規模災害・突発重大事案が発生した場合の措置)

第15条 大規模災害・突発重大事案が発生した場合に講ずべき対策は、別に定める。

第16条 省略

第4章 わた SHIGA 輝く国スポの県外・県市町共催等競技会場における活動

(実施期日および実施場所)

第17条 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。

| <u>区 分</u>                        | <u>実施期日</u>                                      | <u>実 施 場 所</u>  |
|-----------------------------------|--|---|
| <u>競 技 会 場</u><br><u>(練習会場含む)</u> | 令和7年(2025年)<br>9月29日(月)<br>～10月3日(金)             | <u>【彦根市】</u><br>○ラピュタボウル彦根[ボウリング]   |
|                                   | 10月3日(金)<br>～10月7日(火)                            | <u>【野洲市】</u><br>○滋賀県希望が丘文化公園[ラグビーフットボール]  |
|                                   | 9月22日(月)<br>～9月25日(木)                            | <u>【京都府向日市】</u><br>○京都向日町競輪場[自転車(トラック・レース)]   |
|                                   | 10月4日(土)<br>～10月7日(火)                            | <u>【大阪府豊能郡能勢町】</u><br>○能勢ライフル射撃場[ライフル射撃(50m、10m、BR・BP)]                                     |
|                                   | 9月29日(月)<br>～10月3日(金)                            | <u>【兵庫県三木市】</u><br>○三木ホースランドパーク[馬術]   |
|                                   | ※ 実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前警戒・警備に係る期間を含むものとする。 | ※ 上記競技会場と異なる練習会場についても、実施場所を含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場および練習会場が所在する付帯施設ならびにその周辺を含むものとする。 |

(活動要領)  
第18条 消防防災体制および活動要領は、第3章の規定を準用し、関係機関と調整の上、協力して行う。

第5章 わた SHIGA 輝く障スポの競技会場における活動

(実施期日および実施場所)

第4章 わた SHIGA 輝く障スポの競技会場における活動

(実施期日および実施場所)

第17条 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。

| 区分               | 実施期日  | 実施場所(予定)   |
|------------------|---|--|
| 競技会場<br>(練習会場含む) | 令和7年(2025年)<br>10月24日(金)<br>～10月27日(月)<br>(公式練習日含む) | <p>【大津市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○滋賀ダイハツアリーナ(滋賀アリーナ)[バスケットボール(知)、車いすバスケットボール(身)]</li> </ul> <p>【彦根市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平和堂HATOスタジアム(彦根総合スポーツ公園陸上競技場)[陸上競技(身・知)]</li> <li>○ラピュタボウル彦根[ボウリング(知)]</li> </ul> <p>【長浜市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○長浜バイオ大学ドーム(滋賀県立長浜ドーム)[フットソフトボール(知)]</li> </ul> <p>【近江八幡市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○近江八幡市立運動公園体育館[バレーボール(身)]</li> </ul> <p>【草津市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○(仮称)草津市立プール[水泳(身・知)]</li> <li>○草津市立総合体育館[バレーボール(精)]</li> </ul> <p>【守山市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○野洲川歴史公園サッカー場(ビッグレイク)[サッカー(知)]</li> </ul> <p>【甲賀市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○甲賀市水口スポーツの森[フライングディスク(身・知)]</li> <li>○甲賀市水口体育館[ボッチャ(身)]</li> </ul> <p>【野洲市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○野洲市総合体育館[卓球(サウンドテーブルテニスを含む)(身・知・精)]</li> </ul> <p>【湖南市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○湖南市総合体育館[バレーボール(知)]</li> </ul> <p>【高島市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高島市今津総合運動公園第1グラウンド・第2グラウンド[ソフトボール(知)]</li> </ul> |
|                  | ※ 実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前警戒・警備に係る期間を含むものとする。    |  |

第19条 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。

| 区分               | 実施期日  | 実施場所(予定)   |
|------------------|---|--|
| 競技会場<br>(練習会場含む) | 令和7年(2025年)<br>10月24日(金)<br>～10月27日(月)<br>(公式練習日含む) | <p>【大津市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○滋賀ダイハツアリーナ(滋賀アリーナ)[バスケットボール(知)、車いすバスケットボール(身)]</li> </ul> <p>【彦根市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平和堂HATOスタジアム(彦根総合スポーツ公園陸上競技場)[陸上競技(身・知)]</li> <li>○ラピュタボウル彦根[ボウリング(知)]</li> </ul> <p>【長浜市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○長浜バイオ大学ドーム(滋賀県立長浜ドーム)[フットソフトボール(知)]</li> </ul> <p>【近江八幡市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○近江八幡市立運動公園体育館[バレーボール(身)]</li> </ul> <p>【草津市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>インフロニア草津アクアティクスセンター(草津市立プール)</u>[水泳(身・知)]</li> <li>○草津市立総合体育館[バレーボール(精)]</li> </ul> <p>【守山市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○野洲川歴史公園サッカー場(ビッグレイク)[サッカー(知)]</li> </ul> <p>【甲賀市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○甲賀市水口スポーツの森[フライングディスク(身・知)]</li> <li>○甲賀市水口体育館[ボッチャ(身)]</li> </ul> <p>【野洲市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○野洲市総合体育館[卓球(サウンドテーブルテニスを含む)(身・知・精)]</li> </ul> <p>【湖南市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○湖南市総合体育館[バレーボール(知)]</li> </ul> <p>【高島市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高島市今津総合運動公園第1グラウンド・</li> </ul> |
|                  | ※ 実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前警戒・警備に係る期間を含むものとする。    |  |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  | <p>【東近江市】<br/>○東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド[グラウンドソフトボール(身)]</p> <p>【愛荘町】<br/>○愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド [アーチェリー(身)]</p> <p>※ 上記競技会場と異なる練習会場についても実施場所に含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場および練習会場が所在する付帯施設ならびにその周辺を含むものとする。</p> |  | <p>第2グラウンド[ソフトボール(知)]</p> <p>【東近江市】<br/>○東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド[グラウンドソフトボール(身)]</p> <p>【愛荘町】<br/>○愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド [アーチェリー(身)]</p> <p>※ 上記競技会場と異なる練習会場についても実施場所に含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場および練習会場が所在する付帯施設ならびにその周辺を含むものとする。</p> |
| <p>(活動要領)</p> <p><u>第18条</u> 消防防災体制および活動要領は、第3章の規定を準用し、当日の実施業務を分担する会場地市町と協議の上、協力して整備する。</p> <p><b>第5章 研修・訓練</b></p> <p>(研修・訓練等の実施)</p> <p><u>第19条</u> 実施本部は、開・閉会式等における消防防災業務を円滑に実施するため、関係する本部員等に対し、実施期日前の適切な時期に、業務に関する研修および事前訓練等を実施する。</p> <p>(研修・訓練等の内容)</p> <p><u>第20条</u> 消防防災業務に関する研修・訓練等の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p><b>第6章 雑則</b></p> <p>(委任)</p> <p><u>第21条</u> この計画に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。</p> <p>別表1～2 省略</p> |  | <p>(活動要領)</p> <p><u>第20条</u> 消防防災体制および活動要領は、第3章の規定を準用し、当日の実施業務を分担する会場地市町と協議の上、協力して行う。</p> <p><b>第6章 研修・訓練</b></p> <p>(研修・訓練等の実施)</p> <p><u>第21条</u> 実施本部は、開・閉会式等における消防防災業務を円滑に実施するため、関係する本部員等に対し、実施期日前の適切な時期に、業務に関する研修、事前訓練等を実施する。</p> <p>(研修・訓練等の内容)</p> <p><u>第22条</u> 消防防災業務に関する研修・訓練等の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p><b>第7章 雑則</b></p> <p>(委任)</p> <p><u>第23条</u> この計画に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。</p> <p>別表1～2 省略</p> |  |



(3) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ開・閉会式等大規模災害・突発重大事案対策業務実施計画（中間案・案対照表）

| (中間案)  | (案)  |   |         |     |     |   |  |     |      |         |     |     |  |
|--|------|---|---------|-----|-----|---|--|-----|------|---------|-----|-----|--|
| <p><b>第1章 総則</b></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この計画は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会警備・消防防災基本計画に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ（以下「両大会」という。）開・閉会式、両大会開・閉会式リハーサルおよびわた SHIGA 輝く障スポ競技会（以下「開・閉会式等」という。）の開催時において、大規模災害・突発重大事案（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合における県が設置する両大会の実施本部（以下「実施本部」という。）の活動体制、活動要領等を定め、迅速かつ的確な応急対策を図り、選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他の関係者ならびに一般観覧者（以下「両大会参加者等」という。）の安全を確保することを目的とする。</p> <p>第2条 省略</p> <p><b>第2章 両大会開・閉会式会場における対策</b></p> <p>(実施期日および実施場所)</p> <p>第3条 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">実施期日</th> <th style="text-align: center;">実 施 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td> <u>【彦根総合スポーツ公園】</u><br/>                     ○ 彦根総合スポーツ公園敷地内およびその周辺<br/>                     ○ その他関係施設<br/><br/>                     (荒天時)<br/>                     未定                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(警戒措置)</p> <p>第4条 警備消防防災本部は、大規模災害等の発生のおそれがある場合、実施本部各班と連携して次の警戒措置を<u>行う</u>。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> | 区 分  | 実施期日  | 実 施 場 所 | (略) | (略) | <u>【彦根総合スポーツ公園】</u><br>○ 彦根総合スポーツ公園敷地内およびその周辺<br>○ その他関係施設<br><br>(荒天時)<br>未定 | <p><b>第1章 総則</b></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この計画は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会警備・消防防災基本計画に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ（以下「両大会」という。）開・閉会式、両大会開・閉会式リハーサル、<u>わた SHIGA 輝く国スポ県外・県市町共催等競技会</u>およびわた SHIGA 輝く障スポ競技会（以下「開・閉会式等」という。）の開催時において、大規模災害・突発重大事案（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合における県が設置する両大会の実施本部（以下「実施本部」という。）の活動体制、活動要領等を定め、迅速かつ的確な応急対策を図り、選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他の関係者ならびに一般観覧者（以下「両大会参加者等」という。）の安全を確保することを目的とする。</p> <p>第2条 省略</p> <p><b>第2章 両大会開・閉会式会場における対策</b></p> <p>(実施期日および実施場所)</p> <p>第3条 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">実施期日</th> <th style="text-align: center;">実 施 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td>                     ○ 彦根総合スポーツ公園敷地内およびその周辺<br/>                     ○ その他関係施設<br/><br/>                     (荒天時)<br/>                     未定                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(警戒措置)</p> <p>第4条 警備消防防災本部は、大規模災害等の発生のおそれがある場合、実施本部各班と連携して次の警戒措置を<u>講ずる</u>。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> | 区 分 | 実施期日 | 実 施 場 所 | (略) | (略) | ○ 彦根総合スポーツ公園敷地内およびその周辺<br>○ その他関係施設<br><br>(荒天時)<br>未定 |
| 区 分  | 実施期日 | 実 施 場 所   |         |     |     |   |  |     |      |         |     |     |  |
| (略)  | (略)  | <u>【彦根総合スポーツ公園】</u><br>○ 彦根総合スポーツ公園敷地内およびその周辺<br>○ その他関係施設<br><br>(荒天時)<br>未定 |         |     |     |   |  |     |      |         |     |     |  |
| 区 分  | 実施期日 | 実 施 場 所   |         |     |     |   |  |     |      |         |     |     |  |
| (略)  | (略)  | ○ 彦根総合スポーツ公園敷地内およびその周辺<br>○ その他関係施設<br><br>(荒天時)<br>未定                        |         |     |     |   |  |     |      |         |     |     |  |

(大規模災害等発生時の措置)

第5条 実施本部は、大規模災害等の発生時において、次に定める一時的な応急対策を行う。

- (1)～(3) 省略
- (4) 両大会参加者（災害時要配慮者を含む。）の安全確保および避難誘導
- (5)～(7) 省略
- (8) 防災関係機関、県・関係市町災害対策本部等との密接な連携および情報共有
- (9)・(10) 省略

第6条～第8条 省略

(新設)

(大規模災害等発生時の措置)

第5条 実施本部は、大規模災害等の発生時において、次に定める一時的な応急対策を行う

- (1)～(3) 省略
- (4) 両大会参加者等（災害時要配慮者を含む。）の安全確保および避難誘導
- (5)～(7) 省略
- (8) 防災関係機関との密接な連携および情報共有
- (9)・(10) 省略

第6条～第8条 省略

**第3章 わた SHIGA 輝く国スポの県外・県市町共催等競技会場における活動**

(実施期日および実施場所)

第9条 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。

| <u>区 分</u>                        | <u>実施期日</u>   | <u>実 施 場 所</u>  |
|-----------------------------------|---|---|
| <u>競 技 会 場</u><br><u>(練習会場含む)</u> | <u>令和7年(2025年)</u><br><u>9月29日(月)</u><br><u>～10月3日(金)</u> | <u>【彦根市】</u><br><u>○ラピュタボウル彦根[ボウリング]</u>                                  |
|                                   | <u>10月3日(金)</u><br><u>～10月7日(火)</u>                       | <u>【野洲市】</u><br><u>○滋賀県希望が丘文化公園[ラグビーフット</u><br><u>ボール]</u>                |
|                                   | <u>9月22日(月)</u><br><u>～9月25日(木)</u>                       | <u>【京都府向日市】</u><br><u>○京都向日町競輪場[自転車(トラック・レース)]</u>                        |
|                                   | <u>10月4日(土)</u><br><u>～10月7日(火)</u>                       | <u>【大阪府豊能郡能勢町】</u><br><u>○能勢ライフル射撃場[ライフル射撃(50m、</u><br><u>10m、BR・BP)]</u> |
|                                   | <u>9月29日(月)</u><br><u>～10月3日(金)</u>                       | <u>【兵庫県三木市】</u><br><u>○三木ホースランドパーク[馬術]</u>                                |
|                                   | <u>※ 実施本部等が</u>   | <u>※ 上記競技会場と異なる練習会場について</u>   |

|  |   |  |
|--|---|--|
|  | <u>必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前警戒・警備に係る期間を含むものとする。</u> | <u>も、実施場所を含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場および練習会場が所在する付帯施設ならびにその周辺を含むものとする。</u> |
|--|---|--|

(活動要領)

第10条 大規模災害等の対策については、第2章の規定を準用し、関係機関と連携して必要な対策を講ずる。避難場所については、関係機関と調整の上、決定する。

**第4章 わた SHIGA 輝く障スポの競技会場における対策**

(実施期日および実施場所)

**第11条** 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。

| 区分               | 実施期日  | 実施場所(予定)  |
|------------------|---|---|
| 競技会場<br>(練習会場含む) | 令和7年(2025年)<br>10月24日(金)<br>～10月27日(月)<br>(公式練習日含む) | <b>【大津市】</b><br>○滋賀ダイハツアリーナ(滋賀アリーナ)[バスケットボール(知)、車いすバスケットボール(身)]<br><b>【彦根市】</b><br>○平和堂HATOスタジアム(彦根総合スポーツ公園陸上競技場)[陸上競技(身・知)]<br>○ラピュタボウル彦根[ボウリング(知)]<br><b>【長浜市】</b><br>○長浜バイオ大学ドーム(滋賀県立長浜ドーム)[フットソフトボール(知)]<br><b>【近江八幡市】</b><br>○近江八幡市立運動公園体育館[バレーボール(身)]<br><b>【草津市】</b><br>○ <u>インフロニア草津アクアティクスセンター(草津市立プール)</u> [水泳(身・知)]<br>○草津市立総合体育館[バレーボール(精)] |
|                  | ※ 実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前警戒・警備に係る期間を含むものとする。    |   |

**第3章 わた SHIGA 輝く障スポの競技会場における対策**

(実施期日および実施場所)

**第9条** 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。

| 区分               | 実施期日  | 実施場所(予定)  |
|------------------|---|---|
| 競技会場<br>(練習会場含む) | 令和7年(2025年)<br>10月24日(金)<br>～10月27日(月)<br>(公式練習日含む) | <b>【大津市】</b><br>○滋賀ダイハツアリーナ(滋賀アリーナ)[バスケットボール(知)、車いすバスケットボール(身)]<br><b>【彦根市】</b><br>○平和堂HATOスタジアム(彦根総合スポーツ公園陸上競技場)[陸上競技(身・知)]<br>○ラピュタボウル彦根[ボウリング(知)]<br><b>【長浜市】</b><br>○長浜バイオ大学ドーム(滋賀県立長浜ドーム)[フットソフトボール(知)]<br><b>【近江八幡市】</b><br>○近江八幡市立運動公園体育館[バレーボール(身)]<br><b>【草津市】</b><br>○(仮称)草津市立プール[水泳(身・知)]<br>○草津市立総合体育館[バレーボール(精)]<br><b>【守山市】</b> |
|                  | ※ 実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前警戒・警備に係る期間を含むものとする。    |   |

|   |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|
|   |  | <p>○野洲川歴史公園サッカー場(ビッグレイク)[サッカー(知)]</p> <p><b>【甲賀市】</b></p> <p>○甲賀市水口スポーツの森[フライングディスク(身・知)]</p> <p>○甲賀市水口体育館[ボッチャ(身)]</p> <p><b>【野洲市】</b></p> <p>○野洲市総合体育館[卓球(サウンドテーブルテニスを含む)(身・知・精)]</p> <p><b>【湖南市】</b></p> <p>○湖南市総合体育館[バレーボール(知)]</p> <p><b>【高島市】</b></p> <p>○高島市今津総合運動公園第1グラウンド・第2グラウンド[ソフトボール(知)]</p> <p><b>【東近江市】</b></p> <p>○東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド[グランドソフトボール(身)]</p> <p><b>【愛荘町】</b></p> <p>○愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド[アーチェリー(身)]</p> <p>※ 上記競技会場と異なる練習会場についても実施場所に含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場および練習会場が所在する付帯施設ならびにその周辺を含むものとする。</p> |  |  | <p><b>【守山市】</b></p> <p>○野洲川歴史公園サッカー場(ビッグレイク)[サッカー(知)]</p> <p><b>【甲賀市】</b></p> <p>○甲賀市水口スポーツの森[フライングディスク(身・知)]</p> <p>○甲賀市水口体育館[ボッチャ(身)]</p> <p><b>【野洲市】</b></p> <p>○野洲市総合体育館[卓球(サウンドテーブルテニスを含む)(身・知・精)]</p> <p><b>【湖南市】</b></p> <p>○湖南市総合体育館[バレーボール(知)]</p> <p><b>【高島市】</b></p> <p>○高島市今津総合運動公園第1グラウンド・第2グラウンド[ソフトボール(知)]</p> <p><b>【東近江市】</b></p> <p>○東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド[グランドソフトボール(身)]</p> <p><b>【愛荘町】</b></p> <p>○愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド[アーチェリー(身)]</p> <p>※ 上記競技会場と異なる練習会場についても実施場所に含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場および練習会場が所在する付帯施設ならびにその周辺を含むものとする。</p> |
| <p>(活動要領)</p> <p><u>第10条</u> 大規模災害等の対策については、第2章の規定を準用し、当日の実施業務を分担する会場地市町と連携して必要な対策を<u>講じる</u>。避難場所については、今後、<u>会場地市町が定める</u>国スポ競技会時の避難場所に準じて定める。</p> <p><b>第4章 研修・訓練</b></p> |  | <p>(活動要領)</p> <p><u>第12条</u> 大規模災害等の対策については、第2章の規定を準用し、当日の実施業務を分担する会場地市町と連携して必要な対策を<u>講ずる</u>。避難場所については国スポ競技会時の避難場所に準じて定める。</p> <p><b>第5章 研修・訓練</b></p>  |  |  |  |

(研修・訓練等の実施)

第 11 条 実施本部は、大規模災害等発生時における諸活動を円滑に実施するため、関係する実施本部員に対し、実施期日前の適切な時期に、業務に関する研修および事前訓練等を実施する。

(研修・訓練等の内容)

第 12 条 大規模災害等対策業務に関する研修・訓練等の内容は、次のとおりとする。

(1) ～ (5) 省略

## 第 5 章 雑則

(委任)

第 13 条 この計画に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

別表 省略

(研修・訓練等の実施)

第 13 条 実施本部は、大規模災害等発生時における諸活動を円滑に実施するため、関係する実施本部員に対し、実施期日前の適切な時期に、業務に関する研修、事前訓練等を実施する。

(研修・訓練等の内容)

第 14 条 大規模災害等対策業務に関する研修・訓練等の内容は、次のとおりとする。

(1) ～(5) 省略

## 第 6 章 雑則

(委任)

第 15 条 この計画に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

別表 省略

(4) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ開・閉会式会場管理運営要綱 (中間案・案対照表)

| (中間案)   | (案)  |
|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポの<u>開会式・閉会式</u> (以下「<u>開・閉会式</u>」<u>という。</u>) の会場における秩序の保持と円滑な運営を図るため、<u>会場</u>に入場し、または入場しようとする全ての者 (以下「<u>入場者等</u>」という。) が遵守すべき事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>入場管理エリア</u><br/>開・閉会式関連会場のうち、入場用 <u>IDカード</u>等の通行管理レベル識別証 (以下「<u>IDカード等</u>」<u>という。</u>) により入場管理を行う区域をいう。</p> <p>(3) 省略</p> <p>第3条 省略</p> <p>(持込禁止物)</p> <p>第4条 開・閉会式関連会場に、次の各号に掲げる物 (模造品、類似品を含む。) を持ち込んで<br/>はならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(1) ~ (9) 省略</p> <p>(10) ドローン、カメラ内蔵型マルチヘリコプター、ラジコンヘリコプター、その他遠隔操作<br/>または自動操縦により飛行させることができる無人航空機 (以下「<u>無人航空機</u>」<u>という。</u>)</p> <p>(11) 動物類 (<u>盲導犬、聴導犬、介助犬等身体障害者の補助の用に供する目的で訓練された犬</u><br/><u>を除く。</u>)</p> <p>(12) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第5条 開・閉会式関連会場において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、会長<br/>が特に必要と認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(1) ~ (15) 省略</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポの<u>開・閉会式</u>の会場秩序の保持と円滑な運<br/>営を図るため、<u>開・閉会式関連会場</u>に入場し、または入場しようとする全ての者 (以下「<u>入場<br/>者等</u>」<u>という。</u>) が遵守すべき事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところ<br/>による。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>AD管理エリア</u><br/>開・閉会式関連会場のうち、入場用 <u>ADカード</u>等の通行管理レベル識別証 (以下「<u>AD<br/>カード等</u>」<u>という。</u>) により入場管理を行う区域をいう。</p> <p>(3) 省略</p> <p>第3条 省略</p> <p>(持込禁止物)</p> <p>第4条 開・閉会式関連会場に、次の各号に掲げる物 (模造品、類似品を含む。) を持ち込んで<br/>はならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(1)~(9) 省略</p> <p>(10) ドローン、カメラ内蔵型マルチヘリコプター、ラジコンヘリコプター、その他遠隔操<br/>作または自動操縦により飛行させることができる無人航空機 (以下「<u>ドローン等</u>」<u>とい<br/>う。</u>)</p> <p>(11) 動物類 (<u>身体障害者補助犬 (盲導犬、介助犬および聴導犬)</u>を除く。)</p> <p>(12) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第5条 開・閉会式関連会場において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、会長<br/>が特に必要と認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(1) ~ (15) 省略</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>(16) 本人名義以外の <u>IDカード</u>等を使用して<u>入場管理エリア</u>に入る目的で <u>IDカード</u>等を所持し、または入場しようとする事。</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 開・閉会式関連会場の上空において、<u>無人航空機</u>を飛行させる事。</p> <p>(19) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第6条 入場者等は、開・閉会式関連会場の施設管理者が定める諸規定を遵守しなければならない。</p> <p>2 <u>入場管理エリア</u>に入場し、または入場しようとする者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) <u>IDカード</u>等を外部から視認できるように県委員会から指定された方法により携帯し、係員から提示を求められたときは、これに応じること。</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>第7条～第9条 省略</p> | <p>(16) 本人名義以外の <u>ADカード</u>等を使用して<u>AD管理エリア</u>に入る目的で <u>ADカード</u>等を所持し、または入場しようとする事。</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 開・閉会式関連会場の上空において、<u>ドローン等</u>を飛行させる事。</p> <p>(19) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第6条 入場者等は、開・閉会式関連会場の施設管理者が定める諸規定を遵守しなければならない。</p> <p>2 <u>AD管理エリア</u>に入場し、または入場しようとする者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) <u>ADカード</u>等を外部から視認できるように県委員会から指定された方法により携帯し、係員から提示を求められたときは、これに応じること。</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>第7条～第9条 省略</p> |
|--|--|

# わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 開・閉会式等自主警備業務実施計画

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会警備・消防防災基本計画に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ（以下「両大会」という。）開・閉会式、両大会開・閉会式リハーサル、わた SHIGA 輝く国スポ県外・県市町共催等競技会およびわた SHIGA 輝く障スポ競技会（以下「開・閉会式等」という。）の開催に伴う自主警備体制および活動要領について必要な事項を定めることにより、事件・事故等の未然防止および発生時における速やかな事態の収拾を図り、選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他の関係者ならびに一般観覧者（以下「両大会参加者等」という。）の生命・身体・財産を保護することを目的とする。

(実施機関)

第2条 県が設置する両大会の実施本部（以下「実施本部」という。）は、警察、消防、県防災担当部局、委託警備会社等（以下「自主警備関係機関」という。）の協力を得て、自主警備業務を実施する。

## 第2章 両大会開・閉会式会場における活動

(実施期日および実施場所)

第3条 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。

| 区分                             | 実施期日                     | 実施場所                   |
|--------------------------------|--------------------------|------------------------|
| わた SHIGA 輝く国スポ<br>総合開・閉会式リハーサル | 未定                       | ○ 彦根総合スポーツ公園敷地内およびその周辺 |
| わた SHIGA 輝く国スポ<br>総合開会式        | 令和7年(2025年)<br>9月28日(日)  | ○ その他関係施設              |
| わた SHIGA 輝く国スポ<br>総合閉会式        | 令和7年(2025年)<br>10月8日(水)  | (荒天時)<br>未定            |
| わた SHIGA 輝く障スポ<br>開・閉会式リハーサル   | 未定                       |                        |
| わた SHIGA 輝く障スポ<br>開会式          | 令和7年(2025年)<br>10月25日(土) |                        |
| わた SHIGA 輝く障スポ                 | 令和7年(2025年)              |                        |

|         |  |  |
|---------|--|--|
| 閉 会 式   | 10月27日(月)  |  |
| 事前警戒・警備 | 令和7年(2025年)<br>9月中旬(予定)<br>～9月27日(土)<br>令和7年(2025年)<br>10月中旬(予定)<br>～10月24日(金) |  |

(組織および任務)

第4条 実施本部は、自主警備業務に万全を期するため、実施本部内に警備、消防、防災等に関する各班の職員等で構成する「警備消防防災本部」を設置する。また、警備消防防災本部編成表(別表)のとおり編成し、本部員(わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局職員および県職員をいう。)および警戒員(委託警備会社業務員およびボランティアスタッフをいう。)(以下「本部員等」という。))に対して、具体的な任務区分を付与し、責任の所在を明確にしておく。

(関係機関との連携)

第5条 警備消防防災本部は、自主警備業務を円滑に実施するため、自主警備関係機関と緊密な連絡調整を行う。

(平常時における活動)

第6条 警備消防防災本部は、自主警備関係機関および実施本部各班と連携し、次のとおり自主警備業務を行う。

(1) 実施場所の把握

効果的に自主警備活動を行い、迅速に現場へ急行できるよう、実地踏査により、開閉会式会場の入退場経路等の状況、施設の規模、構造、収容能力、非常口、避難経路、避難場所等を把握する。

(2) 事前警戒・警備

ア 仮設物の転倒や損壊の防止、会場内への不審者の侵入防止および不審物件の発見のため事前の警戒・警備を行う。

イ ドローン、カメラ内蔵型マルチヘリコプター、ラジコンヘリコプター、その他遠隔操作または自動操作により飛行させることができる無人航空機(以下「ドローン等」という。))による犯罪行為や妨害行為を未然に防止するため、自主警備関係機関と連携して対策を講ずる。

ウ 自主警備関係機関と連携して来場者の滞留が予想される入場口付近の道路において、必要に応じてあらかじめ一般車両の通行を禁止する措置を講ずるとともに、

車両の突入を阻止する。

(3) 交通誘導整理

- ア 駐車許可証等確認場所において、両大会関係車両に対し駐車許可証等の有無を確認する。なお、駐車許可証等を携帯していない車両については、許可の有無を確認の上、必要に応じて許可証の再発行を行う。
- イ 両大会関係車両に対し、指定駐車場への案内・誘導を行う。
- ウ 一般車両が両大会関係車両駐車場へ進入することを防止する。また、通行規制を行う場合は、通行規制場所において迂回路の指示を行う。
- エ 交通渋滞および交通事故の原因となる駐車車両を発見したときは、運転手等に対して移動を要請する。要請に応じない場合または運転手等不在の場合は、自主警備関係機関と連携して対策を講ずる。
- オ 歩行者の安全を確保するため、会場直近の交差点等において交通の誘導整理を行う。

(4) 会場内外通行管理

- ア 来場者種別に応じた動線案内および通行誘導を行う。
- イ 両大会参加者等以外の一般通行者に対して、立入制限場所および迂回路を案内する。
- ウ 会場内に物資・資器材等を搬入する車両および人員を確認するとともに、当該車両と歩行者との接触事故を防止するための通路を確保する。
- エ 入場用ADカード等の通行管理レベル識別証（以下「ADカード等」という。）に応じた通行の適否を確認するとともに、式典会場内の配席区分に応じた入場者の案内・整理を行う。

(5) 雑踏警備

- ア シャトルバス発着場、おもてなし広場、連絡橋、各入場口等、人の滞留や混雑が予想される場所において、来場者の誘導を行うとともに、所要時間等を広報し、焦燥感の軽減を図る。
- イ 駆け足、押し合い等による転倒等の事故を防止するため、動線別の案内、誘導を行うとともに、階段、勾配等により転倒事故が予想される危険箇所については、資器材を活用して注意喚起を行う。
- ウ 来場者が過密となり、事故等の発生のおそれがある場合は、来場者の分断、進入規制、迂回措置等の状況に応じた適切な措置を講ずる。

(6) 会場入退場者管理

- ア 開・閉会式会場にADカード等により入場管理を行う区域（以下「AD管理エリア」という。）を設定し、ADカード等を所持していない者の入場を禁止する。
- イ AD管理エリア内に入場する来場者のADカード等を確認するため、AD管理エリアの入口にADカード等確認場所を設置する。本部員等は、ADカード等の確

認および本人確認を行い、不正に入場しようとする者を排除する。

ウ 式典会場の入口に金属探知機検査および手荷物検査（以下「手荷物検査等」という。）を行うための入場口を設置する。本部員等は、手荷物検査等を行い、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ開・閉会式会場管理運営要綱（以下「会場管理運営要綱」という。）で定める式典会場内に持ち込むことを禁止する物（以下「持込禁止物」という。）を発見する。

エ 持込禁止物を式典会場内に持ち込ませないため、持込禁止物一時預かり所および飲料移し替え所（以下「一時預かり所等」という。）を設置する。本部員等は、一時預かり所等を適切に管理運営する。

オ 式典会場における途中退場者に対して、再入場時に手荷物検査等を再度行うことを伝え、再入場するときは確実に手荷物検査等を行う。

カ 式典会場の入場口において、本部員等は、ADカードの確認を行うとともに、必要と認める場合に本人確認を行う。

キ 式典会場の入場口において、入退場者数を時間ごとに確認し、会場内の来場者を管理する。

#### (7) 不審者、不審物件等に対する警戒

ア 本部員等は、不審者、不審物件、不審車両、無人航空機等を認知または発見したときは速やかに警備消防防災本部に報告し、指示を受けた上で必要な対応を行う。

イ 本部員等は、会場管理運営要綱で定める開・閉会式会場内において禁止する行為を行う者に対し、注意・警告等を行い、従わない場合は退場させる。

ウ 本部員等は、犯罪行為や妨害行為をした者またはしようとする者を認知または発見したときは、速やかに警備消防防災本部に報告し、指示を受けた上で必要な対応を行う。

エ 報告を受けた警備消防防災本部は、直ちに自主警備関係機関に通報・連絡を行う。

#### (8) 迷子、遺失物等に対する対応

本部員等は、迷子、遺失物および拾得物の発見または届出があったときは、速やかに警備消防防災本部に報告するとともに、迷子・遺失物預かり所に引き継ぐものとする。

#### (事件・事故等発生時における対応)

第7条 警備消防防災本部は、事件・事故、妨害行為等（以下「事案等」という。）の発生情報を入手した場合は、事実確認に努めるとともに事態の早期鎮圧、被害の拡大防止を図るため、自主警備関係機関と協力し、次の活動を行う。

##### (1) 通報・連絡

ア 本部員等は、事案等を認知または発見したときは、警備消防防災本部へ事案等の概要を報告する。

イ 報告を受けた警備消防防災本部は、直ちに本部員等を現場に派遣し、当該事案等の事実確認、状況把握を行うとともに、自主警備関係機関に通報・連絡を行う。

(2) 初期対応

ア 警備消防防災本部は、次の初期対応を行う。

(ア) 事案等の情報収集を行い、正確な状況把握に努め、事案等の内容に応じた的確な指示を現場に急行した本部員等に与えるとともに、状況に応じて自主警備関係機関への出動要請を行う。

(イ) 事案等の状況により、本部員等に、自主警備関係機関が行う活動への支援、周辺における雑踏整理等を指示し、現場における早期鎮圧、収拾に協力する。

(ウ) 情報分析を的確に行い、事案等の拡大のおそれがある場合は、実施本部および自主警備関係機関との連携を図りながら、事案等の拡大防止に必要な措置を講ずる。

イ 本部員等は、次の初期対応を行う。

(ア) 両大会参加者等の生命・身体を守ることを最優先に、二次被害が発生することのないよう安全性を確認した上で、被害者の救出・救助を行うとともに、負傷者に対し必要な応急手当を行う。

(イ) 可能な範囲で事案等関係者（加害者、被害者、行為者、目撃者等）の確保に努める。なお、確保が困難である場合は、事後対策のために事案等関係者の人相等の特徴および事案の概要を記録する。

(ウ) 自主警備関係機関が行う現場活動に協力し、現場周辺の雑踏整理等を行う。

(エ) 来場者の状況を注視し、現場への殺到、混乱など危険な兆候が見られる場合は、警備消防防災本部へ報告するとともに、来場者への誘導や広報を行い、落ち着いた行動を呼び掛ける。

(オ) 現場に通じる緊急車両の通行路を確保し、現場への誘導を行う。

(カ) その他事案等の鎮圧、拡大防止等に必要な措置を講ずる。

(3) 犯罪等予告等に対する対応

警備消防防災本部は、犯罪等の予告等の犯罪情報を入手した場合は、速やかに自主警備関係機関に通報するとともに、協力して不審者および不審物件の発見に努める。この際、両大会参加者等に混乱等が生じないよう配慮し、協力して対応する。

(大規模災害・突発重大事案が発生した場合の対策)

第8条 大規模災害・突発重大事案が発生した場合の対策は、別に定める。

(記録)

第9条 警備消防防災本部は、自主警備活動状況の把握、発生した事案等の内容、講じた措置等について、「開・閉会式等自主警備業務記録」（様式第1号）、「無線等通信記録」（様

式第2号) および「事件・事故等発生状況報告書」(様式第3号) により記録する。

(通信連絡)

第10条 警備消防防災本部および自主警備関係機関との通信連絡体制は、別に定める。

### 第3章 わた SHIGA 輝く国スポの県外・県市町共催等競技会場における活動

(実施期日および実施場所)

第11条 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。

| 区 分                 | 実施期日   | 実 施 場 所  |
|---------------------|--|--|
| 競 技 会 場<br>(練習会場含む) | 令和7年(2025年)<br>9月29日(月)<br>～10月3日(金)             | 【彦根市】<br>○ラピュタボウル彦根[ボウリング]   |
|                     | 10月3日(金)<br>～10月7日(火)                            | 【野洲市】<br>○滋賀県希望が丘文化公園[ラグビーフット<br>ボール]  |
|                     | 9月22日(月)<br>～9月25日(木)                            | 【京都府向日市】<br>○京都向日町競輪場[自転車(トラック・レー<br>ス)]   |
|                     | 10月4日(土)<br>～10月7日(火)                            | 【大阪府豊能郡能勢町】<br>○能勢ライフル射撃場[ライフル射撃(50m、<br>10m、BR・BP)]                                       |
|                     | 9月29日(月)<br>～10月3日(金)                            | 【兵庫県三木市】<br>○三木ホースランドパーク[馬術]   |
|                     | ※ 実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前警戒・警備に係る期間を含むものとする。 | ※ 上記競技会場と異なる練習会場についても実施場所に含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場および練習会場が所在する付帯施設ならびにその周辺を含むものとする。 |

(活動要領)

第 12 条 自主警備体制および活動要領は、第 2 章の規定を準用し、関係機関と調整の上、協力して行う。

#### 第 4 章 わた SHIGA 輝く障スポの競技会場における活動

(実施期日および実施場所)

第 13 条 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。

| 区 分                 | 実施期日   | 実 施 場 所 ( 予 定 )  |
|---------------------|--|--|
| 競 技 会 場<br>(練習会場含む) | 令和 7 年(2025 年)<br>10 月 24 日(金)<br>～10 月 27 日(月)<br>(公式練習日含む)<br><br>※ 実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前警戒・警備に係る期間を含むものとする。 | <b>【大津市】</b><br>○滋賀ダイハツアリーナ(滋賀アリーナ)[バスケットボール(知)、車いすバスケットボール(身)]<br><b>【彦根市】</b><br>○平和堂HATOスタジアム(彦根総合スポーツ公園陸上競技場)[陸上競技(身・知)]<br>○ラピュタボウル彦根[ボウリング(知)]<br><b>【長浜市】</b><br>○長浜バイオ大学ドーム(滋賀県立長浜ドーム)[フットソフトボール(知)]<br><b>【近江八幡市】</b><br>○近江八幡市立運動公園体育館[バレーボール(身)]<br><b>【草津市】</b><br>○インフロニア草津アクアティクスセンター(草津市立プール)[水泳(身・知)]<br>○草津市立総合体育館[バレーボール(精)]<br><b>【守山市】</b><br>○野洲川歴史公園サッカー場(ビッグレイク)[サッカー(知)]<br><b>【甲賀市】</b><br>○甲賀市水口スポーツの森[フライングディスク(身・知)]<br>○甲賀市水口体育館[ボッチャ(身)]<br><b>【野洲市】</b> |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | <p>○野洲市総合体育館[卓球(サウンドテーブル<br/>テニスを含む)(身・知・精)]</p> <p><b>【湖南市】</b></p> <p>○湖南市総合体育館[バレーボール(知)]</p> <p><b>【高島市】</b></p> <p>○高島市今津総合運動公園第1グラウンド・<br/>第2グラウンド[ソフトボール(知)]</p> <p><b>【東近江市】</b></p> <p>○東近江市総合運動公園布引多目的グラウン<br/>ド[グランドソフトボール(身)]</p> <p><b>【愛荘町】</b></p> <p>○愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド<br/>[アーチェリー(身)]</p> <p>※ 上記競技会場と異なる練習会場についても<br/>実施場所を含むものとする。また、実施本部等<br/>が必要と認める場合は、競技会場および練習<br/>会場が所在する付帯施設ならびにその周辺を<br/>含むものとする。</p> |
|--|--|--|

(活動要領)

第14条 自主警備体制および活動要領は、第2章の規定を準用し、当日の実施業務を分担する会場地市町と協議の上、協力して整備する。

**第5章 研修・訓練**

(研修・訓練等の実施)

第15条 実施本部は、開・閉会式等における自主警備業務を円滑に実施するため、関係する本部員等に対し、実施期日前の適切な時期に、業務に関する研修、事前訓練等を実施する。

(研修・訓練等の内容)

第16条 自主警備業務に関する研修・訓練等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 開・閉会式等における自主警備業務に関すること。
- (2) 自主警備関係機関との連携に関すること。
- (3) 避難誘導、避難経路に関すること。

(4) その他自主警備に係る必要な事項に関すること。

## 第6章 雑則

(委任)

第17条 この計画に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

別表（第4条関係）

警備消防防災本部編成表

| 編 成             | 業 務 内 容   |
|-----------------|---|
| 警備消防防災本部長       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開・閉会式等における自主警備・消防防災業務の総括・管理</li> <li>○ 実施本部各部との調整</li> </ul>   |
| 警備消防防災班長        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自主警備関係機関（※1）との連絡調整</li> <li>○ 臨時消防防災組織（※2）の指揮、運用</li> <li>○ その他重大な事案対応</li> </ul>  |
| 本部員・警戒員<br>（※3） | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備消防防災本部の運営</li> <li>○ 実施本部各部各班との調整</li> <li>○ 自主警備関係機関との連絡調整</li> <li>○ 事案等情報収集</li> <li>○ 業務内容の記録</li> <li>○ 教育訓練</li> <li>○ 自主警備業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平常時における活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>事前の会場状況把握、事前警戒・警備、交通誘導、入退場者等の管理および整理、雑踏警備、不審者・不審物件等に対する警戒、迷子・遺失物等に対する対応</li> </ul> </li> <li>・ 事件事故等発生時における対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>通報連絡、初期対応、犯罪等予告に対する対応</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 消防防災業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火気等使用予防管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>火気等使用場所の指定、火気等使用者・関係者への指導</li> </ul> </li> <li>・ 平常時における活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>火災等の警戒、消火用設備の点検・確認、避難経路の確保</li> </ul> </li> <li>・ 緊急車両の配備</li> <li>・ 火災等発生時における対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>通報連絡、初期対応、避難誘導、救急救助活動</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> |

※1 自主警備関係機関とは、警察、消防、県防災担当部局、委託警備会社等をいう。

※2 臨時消防防災組織とは、消防防災業務実施計画に基づき、火災等が発生し、または発生のおそれがある場合に編成される組織をいう。

※3 「本部員」とは、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局職員および県職員をいう。  
「警戒員」とは、委託警備会社業務員およびボランティアスタッフをいう。

様式第1号（第9条関係）

開・閉会式等自主警備業務記録

|                      |  |      |  |
|----------------------|--|------|--|
| 行 事 名                | 国スポ<br>事前警備・開・閉会式総合リハーサル・総合開会式・総合閉会式・競技（ ） |      |  |
|                      | 障スポ<br>事前警備・開・閉会式リハーサル・開会式・閉会式・競技（ ）       |      |  |
| 実 施 日 時              | 令和7年（2025年） 月 日（ ） 時 分～ 時 分                |      |  |
| 記 録 者                | （当日勤務員の代表者が記名）                             |      |  |
| 事 件・事 故 等<br>発 生 状 況 | 1  | 発生日時 |  |
|                      |  | 発生場所 |  |
|                      |  | 事案内容 |  |
|                      |  | 措 置  |  |
|                      | 2  | 発生日時 |  |
|                      |  | 発生場所 |  |
|                      |  | 事案内容 |  |
|                      |  | 措 置  |  |
|                      | 3  | 発生日時 |  |
|                      |  | 発生場所 |  |
|                      |  | 事案内容 |  |
|                      |  | 措 置  |  |
| 備 考                  |  |      |  |



様式第3号（第9条関係）

事件・事故等発生状況報告書

|                |   |
|----------------|---|
| 事案種別           | 雑踏事故 妨害事案 暴行事案 盗難事案 その他( )  |
| 認知日時           | 令和7年(2025年) 月 日( ) 午前・午後 時 分  |
| 認知方法等          | [認知状況] 現認・認知 (口頭・有線・携帯・無線)<br>[通報者]<br>実施本部員・ボランティア・大会参加者・警備員・自主警備関係機関( )<br>※通報者の住所、氏名、年齢、連絡先(電話番号)等 |
| 発生日時           | 令和7年(2025年) 月 日( ) 午前・午後 時 分  |
| 発生場所           |   |
| 事案等の概要         |   |
| 関係者人定事項<br>(甲) | 住所<br>職業<br>氏名 年齢: 歳 (男・女)<br>電話番号  |
| 関係者人定事項<br>(乙) | 住所<br>職業<br>氏名 年齢: 歳 (男・女)<br>電話番号  |
| 事案等概要          |   |
| 被害金品等          |   |
| 措置             |   |
|                | 現場臨場者 役職・氏名   |
| 備考             |   |
| 報告年月日          | 令和7年(2025年) 月 日( )  |
| 報告者            | 警備消防防災本部 係 氏名   |

※ 事案等関係者が3名以上いる等記入欄が不足する場合は、備考欄または別紙(様式自由)に記載して報告すること。

※ 記載に当たっては事案の推移、措置等の時系列を明らかにして報告すること。

# わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 開・閉会式等消防防災業務実施計画

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この計画は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会警備・消防防災基本計画に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ（以下「両大会」という。）開・閉会式、両大会開・閉会式リハーサル、わた SHIGA 輝く国スポ県外・県市町共催等競技会およびわた SHIGA 輝く障スポ競技会（以下「開・閉会式等」という。）の開催に伴う消防防災体制および活動要領について定め、火災その他の災害（以下「火災等」という。）の未然防止および発生時における迅速かつ的確な対応を図り、選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他の関係者ならびに一般観覧者の安全を確保することを目的とする。

(諸規定との関係)

第 2 条 開・閉会式等における消防防災業務は、消防法等関係規定や開・閉会式等関係施設の管理者（以下「各施設管理者」という。）が定めた消防計画等によるもののほか、この計画の定めによる。

(実施機関)

第 3 条 県が設置する両大会の実施本部（以下「実施本部」という。）は、消防、警察、県防災担当部局、医療機関、委託警備会社等（以下「消防防災関係機関」という。）および各施設管理者の協力を得て、消防防災業務を実施する。

## 第 2 章 火災等予防管理

(火気等使用予防管理)

第 4 条 実施本部は、火災予防および災害の発生による出火を防止するため、各施設管理者と協力して火気等の使用に関して次の業務を行う。

(1) 火気等の使用場所の指定

喫煙場所、火気設備機器等の使用場所は、各施設管理者と協議の上、指定する。

(2) 各施設管理者の承認

次に掲げる事項を行う場合は、あらかじめ各施設管理者に申し出て、承認を得るものとする。

ア 指定された喫煙場所以外の場所への新たな喫煙所の設置

イ 各種火気設備機器等の設置または変更

- ウ 式典等における火気の使用
- エ 催物施設整備での火気の使用
- オ 臨時売店における火気の使用
- カ その他火災等の予防上必要と認められる事項

(3) 露店等の開設に伴う消防機関との協議

露店等の開設については、実施場所を管轄する消防と事前に協議を行う。

(遵守事項)

第5条 実施本部は、火気等を使用する者に対し、次の事項について周知徹底を図る。

- (1) 喫煙は喫煙所で行うこと。
- (2) 電熱器、ガス器具等の火気設備器具は指定された場所で使用し、使用目的以外に使用しないこと。
- (3) 火気の使用に際しては周辺の整理整頓に努め、近くに可燃物を置かないこと。
- (4) 火気の使用後は確実に火の始末を行い、火気設備器具は確実に点検を行って安全を確認すること。
- (5) 火気の使用場所付近には、消火器を置くこと。

2 両大会に関係する全ての者は、防火施設、消火設備等の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守すること。

- (1) 入場口、避難口、通路、階段付近に避難上支障となる物品を置かないこと。
- (2) 防火戸付近に閉鎖の障害となる物品または延焼の媒介となる物品を置かないこと。
- (3) 消防用設備等付近に使用上支障となるような物品を置かないこと。

### 第3章 両大会開・閉会式会場における活動

(実施期日および実施場所)

第6条 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。

| 区 分                            | 実施期日                    | 実 施 場 所                    |
|--------------------------------|-------------------------|----------------------------|
| わた SHIGA 輝く国スポ<br>総合開・閉会式リハーサル | 未 定                     | ○ 彦根総合スポーツ公園敷地内お<br>よびその周辺 |
| わた SHIGA 輝く国スポ<br>総 合 開 会 式    | 令和7年(2025年)<br>9月28日(日) | ○ その他関係施設                  |
| わた SHIGA 輝く国スポ<br>総 合 閉 会 式    | 令和7年(2025年)<br>10月8日(水) | (荒天時)<br>未定                |
| わた SHIGA 輝く障スポ<br>開・閉会式リハーサル   | 未 定                     |                            |
| わた SHIGA 輝く障スポ                 | 令和7年(2025年)             |                            |

|                         |  |  |
|-------------------------|--|--|
| 開 会 式                   | 10月25日(土)  |  |
| わた SHIGA 輝く障スポ<br>閉 会 式 | 令和7年(2025年)<br>10月27日(月)   |  |
| 事 前 予 防 ・ 点 検           | 令和7年(2025年)<br>9月中旬(予定)<br>～9月27日(土)<br>令和7年(2025年)<br>10月中旬(予定)<br>～10月24日(金) |  |

(組織および任務)

第7条 実施本部は、消防防災業務に万全を期するため、警備、消防、防災等に関する各班の職員等で構成する「警備消防防災本部」を設置する。また、警備消防防災本部編成表(別表1)のとおり編成し、本部員(わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局職員および県職員をいう。)および警戒員(委託警備会社業務員およびボランティアスタッフをいう。)(以下「本部員等」という。))に対して、具体的な任務区分を付与し、責任の所在を明確にしておく。

2 火災等が発生し、または発生のおそれがある場合は、必要に応じて実施本部で緊急に組織する「臨時消防防災組織」(別表2)を編成する。

(関係機関等との連携)

第8条 警備消防防災本部は、消防防災業務を円滑に実施するため、消防防災関係機関および各施設管理者と緊密な連絡調整を行う。

(平常時における活動)

第9条 警備消防防災本部は、消防防災関係機関、各施設管理者および実施本部各班と連携して、次のとおり消防防災業務を行う。

(1) 予防管理・点検

- ア 指定場所における喫煙状況
- イ 指定場所における火気等の使用状況
- ウ 臨時売店等における防火安全管理状況
- エ ゴミ箱、ゴミ集積所等における出火防止
- オ 入場口、避難口、通路および階段付近における避難上支障となる物品の有無
- カ 防火戸付近に閉鎖の支障となる物品および延焼の媒介となる物品の有無
- キ 避難口誘導灯、通路誘導灯等の点灯状況
- ク 自動火災報知設備の表示灯の点灯状況および使用上支障となる物品の有無

- ケ 消防水利の異常の有無および採水上支障となる物品の有無
- コ 消火器、消火栓の設置状況および異常の有無ならびに封印の確認
- サ 変電設備の外的異常の有無および周辺における可燃性物品の有無
- シ 屋外危険物貯蔵施設の外的異常の有無および周辺における可燃性物品の有無
- ス 緊急車両進入路における通行支障物品の有無
- セ 避難場所の使用状況の確認
- ソ 避難経路上における通行支障物品等の有無
- タ その他必要な措置

(2) 報告

予防管理・点検の実施者は、点検結果を「予防管理・点検・措置結果報告書」（様式第1号）により、警備消防防災本部に報告する。

(3) 是正・改善

警備消防防災本部は、予防管理・点検により、不備、欠陥、支障となる物品の存置、設備等の異常、不審物の発見等の報告があった場合は、実施本部各班および消防防災関係機関に連絡を行うとともに、必要に応じて速やかに是正・改善を行う。

(緊急車両の配備)

第10条 警備消防防災本部は、消防に対し、消防ポンプ自動車や救急自動車等の緊急車両の配備を依頼する。配備する場所は、あらかじめ消防と協議の上、定める。

(火災等発見時の措置)

第11条 火災等の発生を認知または発見した者は、消防防災関係機関へ速やかに通報するとともに、警備消防防災本部に対して電話、無線機、口頭等の最も迅速な方法で通報する。

(火災等発生時における対応)

第12条 警備消防防災本部は、火災等が発生した場合または情報を入手した場合は、事実確認に努めるとともに、被害の拡大防止を図るため、消防防災関係機関および各施設管理者と協力し、次の活動を行う。

(1) 通報・連絡

ア 火災等の情報または発生の報告を受理したときは、その報告内容を「無線等通信記録」（様式第2号）に記録するとともに、直ちに本部員等を現場に派遣し、事実確認を行う。

イ 火災等の発生を確認した場合は、直ちに消防防災関係機関に通報するとともに、「火災等発生状況報告書」（様式第3号）により火災等の内容を把握する。

ウ 把握した火災等の状況に応じて、実施本部救護担当班、消防防災関係機関の出動要請等適切な初期対応を行う。

## (2) 初期対応

ア 警備消防防災本部は、次の初期対応を行う。

- (ア) 本部員を現場に派遣し、消防防災関係機関による消火活動等への支援を行うとともに、必要に応じて臨時消防防災組織を編成し、運用する。
- (イ) 火災等の発生日時、場所、負傷者の有無、原因、発生規模、拡大の見通し、被害の程度、二次被害のおそれ等に関する情報を収集し、逐次、実施本部、消防防災関係機関等に通報・連絡を行う。
- (ウ) 火災等の発生状況等について、実施本部に対する通報・連絡を徹底し、迅速かつ円滑な避難誘導が図れるように周知する。
- (エ) 火災等の発生場所以外における避難等の措置の判断に必要な情報の収集に努める。

イ 本部員等は、次の初期対応を行う。

- (ア) 消火器、消火栓設備等を活用し、受傷事故に留意しながら初期消火活動を行う。負傷者がいる場合は、救護活動を優先する。
- (イ) 現場に通じる消防車等の緊急車両通行路を確保し、現場への誘導を行う。
- (ウ) 消防防災関係機関が行う消火活動等に協力するとともに、現場周辺の雑踏整理を行う。
- (エ) 可能な範囲で火災等に係る目撃者、参考人等の確保に努める。
- (オ) 来場者の状況を注視し、現場への殺到、混乱等危険な兆候が見られる場合は、警備消防防災本部へ報告するとともに、来場者への誘導や広報を行い、落ち着いた行動を呼び掛ける。
- (カ) その他火災等の鎮圧、拡大防止等に必要な措置を講ずる。

## (3) 避難誘導

避難誘導を実施する場合は、消防防災関係機関との連携を図りながら、安全かつ迅速な避難誘導を行う。

## (4) 救急・救助活動

負傷者の生命・身体を守ることを最優先とし、二次被害が発生することのないよう安全性を確認した上で、負傷者の救出・救助を行うとともに、消防防災関係機関や実施本部救護担当班の救護活動を支援する。

## (非常放送)

第13条 火災等発生時における非常放送は、次のとおり定める。

### (1) 非常放送の対応

実施本部は、火災等発生時の非常放送について、来場者の心理的不安を除去するとともに、避難の方向を指示するなど、来場者が安全に避難できる放送内容に努める。

### (2) 非常放送時の措置

実施本部長は、火災等が発生し、非常放送を行う必要があると認めたときは、実施本部担当班に指示する。

(避難場所)

第 14 条 避難場所は、関係機関と調整の上、決定する。

(大規模災害・突発重大事案が発生した場合の措置)

第 15 条 大規模災害・突発重大事案が発生した場合に講ずべき対策は、別に定める。

(通信連絡)

第 16 条 警備消防防災本部、消防防災関係機関等との通信連絡体制は、別に定める。

#### 第 4 章 わた SHIGA 輝く国スポの県外・縣市町共催等競技会場における活動

(実施期日および実施場所)

第 17 条 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。

| 区 分                 | 実施期日  | 実 施 場 所   |
|---------------------|---|---|
| 競 技 会 場<br>(練習会場含む) | 令和 7 年(2025 年)<br>9 月 29 日(月)<br>～10 月 3 日(金) | <b>【彦根市】</b><br>○ラピュタボウル彦根[ボウリング]                       |
|                     | 10 月 3 日(金)<br>～10 月 7 日(火)                   | <b>【野洲市】</b><br>○滋賀県希望が丘文化公園[ラグビーフットボール]                |
|                     | 9 月 22 日(月)<br>～9 月 25 日(木)                   | <b>【京都府向日市】</b><br>○京都向日町競輪場[自転車(トラック・レース)]             |
|                     | 10 月 4 日(土)<br>～10 月 7 日(火)                   | <b>【大阪府豊能郡能勢町】</b><br>○能勢ライフル射撃場[ライフル射撃(50m、10m、BR・BP)] |
|                     | 9 月 29 日(月)<br>～10 月 3 日(金)                   | <b>【兵庫県三木市】</b><br>○三木ホースランドパーク[馬術]                     |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  | ※ 実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前警戒・警備に係る期間を含むものとする。 | ※ 上記競技会場と異なる練習会場についても、実施場所を含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場および練習会場が所在する付帯施設ならびにその周辺を含むものとする。 |
|--|--|---|

(活動要領)

第 18 条 消防防災体制および活動要領は、第 3 章の規定を準用し、関係機関と調整の上、協力して行う。

## 第 5 章 わた SHIGA 輝く障スポの競技会場における活動

(実施期日および実施場所)

第 19 条 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。

| 区 分                 | 実施期日   | 実 施 場 所 ( 予 定 )   |
|---------------------|--|---|
| 競 技 会 場<br>(練習会場含む) | 令和 7 年(2025 年)<br>10 月 24 日(金)<br>～10 月 27 日(月)<br>(公式練習日含む)<br><br>※ 実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前予防・点検に係る期間を含むものとする。 | 【大津市】<br>○滋賀ダイハツアリーナ(滋賀アリーナ)[バスケットボール(知)、車いすバスケットボール(身)]<br><br>【彦根市】<br>○彦根総合スポーツ公園陸上競技場[陸上競技(身・知)]<br>○ラピュタボウル彦根[ボウリング(知)]<br><br>【長浜市】<br>○長浜バイオ大学ドーム(滋賀県立長浜ドーム)[フットソフトボール(知)]<br><br>【近江八幡市】<br>○近江八幡市立運動公園体育館[バレーボール(身)]<br><br>【草津市】<br>○インフロニア草津アクアティクスセンター(草津市立プール)[水泳(身・知)]<br>○草津市立総合体育館[バレーボール(精)]<br><br>【守山市】<br>○野洲川歴史公園サッカー場(ビッグレイ |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | <p>ク)[サッカー(知)]</p> <p><b>【甲賀市】</b></p> <p>○甲賀市水口スポーツの森[フライングディスク(身・知)]</p> <p>○甲賀市水口体育館[ボッチャ(身)]</p> <p><b>【野洲市】</b></p> <p>○野洲市総合体育館[卓球(サウンドテーブルテニスを含む)(身・知・精)]</p> <p><b>【湖南市】</b></p> <p>○湖南市総合体育館[バレーボール(知)]</p> <p><b>【高島市】</b></p> <p>○高島市今津総合運動公園第1グラウンド・第2グラウンド[ソフトボール(知)]</p> <p><b>【東近江市】</b></p> <p>○東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド[グランドソフトボール(身)]</p> <p><b>【愛荘町】</b></p> <p>○愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド[アーチェリー(身)]</p> <p>※ 上記競技会場と異なる練習会場についても、実施場所を含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場および練習会場が所在する付帯施設ならびにその周辺を含むものとする。</p> |
|--|--|--|

(活動要領)

第20条 消防防災体制および活動要領は、第3章の規定を準用し、当日の実施業務を分担する会場地市町と協議の上、協力して行う。

## 第6章 研修・訓練

(研修・訓練等の実施)

第21条 実施本部は、開・閉会式等における消防防災業務を円滑に実施するため、関係する本部員等に対し、実施期日前の適切な時期に、業務に関する研修、事前訓練等を実施する。

(研修・訓練等の内容)

第 22 条 消防防災業務に関する研修・訓練等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 開・閉会式等における消防防災業務に関すること。
- (2) 警備消防防災本部および臨時消防防災組織に係る任務の周知徹底に関すること。
- (3) 火災等の情報収集、伝達および通報に関すること。
- (4) 初期消火、救出救護、避難誘導に関すること。
- (5) 通信機器の取扱いに関すること。
- (6) その他消防防災業務に係る必要な事項に関すること。

## 第 7 章 雑則

(委任)

第 23 条 この計画に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

別表1（第7条関係）

警備消防防災本部編成表

| 編 成             | 業 務 内 容   |
|-----------------|---|
| 警備消防防災本部長       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開・閉会式等における自主警備・消防防災業務の総括・管理</li> <li>○ 実施本部各部との調整</li> </ul>   |
| 警備消防防災班長        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自主警備関係機関（※1）との連絡調整</li> <li>○ 臨時消防防災組織（※2）の指揮、運用</li> <li>○ その他重大な事案対応</li> </ul>  |
| 本部員・警戒員<br>（※3） | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備消防防災本部の運営</li> <li>○ 実施本部各部各班との調整</li> <li>○ 自主警備関係機関との連絡調整</li> <li>○ 事案等情報収集</li> <li>○ 業務内容の記録</li> <li>○ 教育訓練</li> <li>○ 自主警備業務               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平常時における活動                   <ul style="list-style-type: none"> <li>事前の会場状況把握、事前警戒・警備、交通誘導、入退場者等の管理および整理、雑踏警備、不審者・不審物件等に対する警戒、迷子・遺失物等に対する対応</li> </ul> </li> <li>・ 事件事故等発生時における対応                   <ul style="list-style-type: none"> <li>通報連絡、初期対応、犯罪等予告に対する対応</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 消防防災業務               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火気等使用予防管理                   <ul style="list-style-type: none"> <li>火気等使用場所の指定、火気等使用者・関係者への指導</li> </ul> </li> <li>・ 平常時における活動                   <ul style="list-style-type: none"> <li>火災等の警戒、消火用設備の点検・確認、避難経路の確保</li> </ul> </li> <li>・ 緊急車両の配備</li> <li>・ 火災等発生時における対応                   <ul style="list-style-type: none"> <li>通報連絡、初期対応、避難誘導、救急救助活動</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> |

※1 自主警備関係機関とは、警察、消防、県防災担当部局、委託警備会社等をいう。

※2 臨時消防防災組織とは、消防防災業務実施計画に基づき、火災等が発生し、または発生のおそれがある場合に編成される組織をいう。

※3 「本部員」とは、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局職員および県職員をいう。  
「警戒員」とは、委託警備会社業務員およびボランティアスタッフをいう。

別表2（第7条関係）

## 臨時消防防災組織編成表

| 対策本部長   |   |
|---------|---|
| 対策副本部長  |   |
| 班 編 成   | 業 務 内 容   |
| 指揮総括班   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 臨時消防防災組織の指揮、運用、総括</li> <li>○ 火災等の情報分析、被害予測</li> <li>○ 避難指示</li> <li>○ 被害状況、応急措置等の記録</li> </ul>                         |
| 情 報 班   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火災等の情報収集</li> <li>○ 会場施設の被害情報収集</li> <li>○ 来場者等の被害・動向に関する情報収集</li> </ul>   |
| 連絡調整班   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本スポーツ協会、文部科学省等への報告・連絡</li> <li>○ 実施本部各部、県危機管理部局、警察、消防、委託警備会社等との連絡調整</li> <li>○ 実施本部各部各班内の実施本部員および警戒員への連絡調整</li> </ul> |
| 応急対策班   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会場施設の被害状況の確認</li> <li>○ 火災の初期消火、その他災害の応急措置</li> </ul>  |
| 避難誘導班   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難場所への誘導</li> <li>○ 残留者の確認</li> <li>○ 各施設等の保安全管理</li> </ul>  |
| 避難場所確保班 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難場所の確保</li> <li>○ 避難者の確認・整理</li> <li>○ 避難者に対する情報提供等</li> <li>○ 二次避難場所への誘導</li> </ul>                                  |
| 救 護 班   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 負傷者の救急・救助活動</li> <li>○ 負傷者の搬送</li> </ul>   |
| 広 報 班   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非常放送</li> <li>○ 広報・報道対策</li> </ul>   |
| 交 通 班   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急車両の通行路の確保と安全対策</li> <li>○ 周辺における交通情報の収集</li> </ul>   |
| 各 班 共 通 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 状況に応じた初期対応の実施および他班の支援</li> <li>○ その他特命事項の処理</li> </ul>   |

予防管理・点検・措置結果報告書

|                             |   |       |       |   |
|-----------------------------|---|-------|-------|---|
| 実施日時                        | 令和7年（2025年） 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分  |       |       |   |
| 実施者<br>（報告者）                | （ ）班（ ）係  | 氏名    | 報告時間  |   |
|                             |   |       | 時     | 分 |
| 点検項目                        | <input type="checkbox"/> 指定場所における喫煙状況<br><input type="checkbox"/> 指定場所における火気等の使用状況<br><input type="checkbox"/> 臨時売店等における防火安全管理状況<br><input type="checkbox"/> ゴミ箱、ゴミ集積所等における出火防止<br><input type="checkbox"/> 入場口、避難口、通路および階段付近における避難上支障となる物品の有無<br><input type="checkbox"/> 防火戸付近に閉鎖の支障となる物品および延焼の媒介となる物品の有無<br><input type="checkbox"/> 避難口誘導灯および通路誘導灯等の点灯状況<br><input type="checkbox"/> 自動火災報知設備の表示灯の点灯状況および使用上支障となる物品の有無<br><input type="checkbox"/> 消防水利の異常の有無および採水上支障となる物品の有無<br><input type="checkbox"/> 消火器、消火栓の設置状況および異常の有無ならびに封印等の確認<br><input type="checkbox"/> 変電設備の外的異常の有無および周辺における可燃性の物品の有無<br><input type="checkbox"/> 屋外危険物貯蔵施設の外的異常の有無および周辺における可燃性物品の有無<br><input type="checkbox"/> 緊急車両進入路における通行支障物品の有無<br><input type="checkbox"/> 避難場所の使用状況の確認<br><input type="checkbox"/> 避難経路上における通行支障物品等の有無<br><input type="checkbox"/> その他（ ） |       |       |   |
| 点検結果                        | 【異常の有無】 有 ・ 無   |       |       |   |
|                             | 【異常箇所・状況】   |       |       |   |
|                             | 【措置内容】  |       |       |   |
| 警備消防<br>防災本部<br>における<br>措置等 | 報告受理時間  | 時 分   | 報告受理者 |   |
|                             | 消防防災関係機関への通報  | 有 ・ 無 | 通報先   |   |
|                             | 【現場における措置結果】  |       |       |   |
| 【警備消防防災本部の措置等】              |   |       |       |   |

※緊急対処事案等の発生および認知時においては警備消防防災本部宛に最寄りの通信手段により速報すること。



様式第3号（第12条関係）

### 火災等発生状況報告書

|                |   |
|----------------|---|
| 認知日時           | 令和7年(2025年) 月 日 ( ) 時 分   |
| 認知状況等          | 【認知状況】 現認 ・ 認知 ( 口頭 ・ 有線 ・ 携帯 ・ 無線 )<br>【通報者等人定事項】<br>※住所、氏名、年齢、連絡先（電話番号）を最低限記載（聴取）   |
| 火災等の概要         |   |
| 発生日時           | 令和7年(2025年) 月 日 ( ) 時 分頃  |
| 発生場所           |   |
| 被害種別           | 火災 ・ その他 ( )  |
| 被害状況           |   |
| [二次災害の有無]      |   |
| 負傷者等<br>(人定別紙) | ・負傷者(有・無) 名 (男性 人・女性 人)<br>・負傷程度  |
| 被害物品等          | ・被害物品 (有・無)<br>・被害程度・範囲   |
| 備考             |   |
| 措 置            | ・負傷者の搬送= 有 ・ 無<br>搬送先病院名等を記載： ( )<br>・消防防災関係機関への連絡= 有 ・ 無<br>警察、消防、自衛消防組織等を記載： ( )<br>・出動人員 名 [内訳:本部 名、自衛消防組織 名、消防 名]<br>・消防車 台 ・放水の有無= 有 ・ 無<br>・その他 |
|                | 現場臨場者 (役職・氏名) 他 名   |
| 報告年月日          | 令和7年(2025年) 月 日 ( )   |
| 報告者            | 警備消防防災本部 班 氏名   |

※負傷者の人定事項については、備考欄または別紙（様式自由）に記載添付する。

**わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ  
開・閉会式等大規模災害・突発重大事案対策業務実施計画**

**第1章 総則**

(目的)

第1条 この計画は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会警備・消防防災基本計画に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ（以下「両大会」という。）開・閉会式、両大会開・閉会式リハーサル、わた SHIGA 輝く国スポ県外・県市町共催等競技会およびわた SHIGA 輝く障スポ競技会（以下「開・閉会式等」という。）の開催時において、大規模災害・突発重大事案（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合における県が設置する両大会の実施本部（以下「実施本部」という。）の活動体制、活動要領等を定め、迅速かつ的確な応急対策を図り、選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他の関係者ならびに一般観覧者（以下「両大会参加者等」という。）の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この計画における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 大規模災害

大規模な地震、暴風、豪雨、洪水等その他異常な自然現象、火災等で、死傷者の発生または施設の損壊を伴い、もしくはそのおそれがあり、特別な体制で対処する必要がある事案をいう。

(2) 突発重大事案

爆発事故、雑踏事故、爆薬、毒劇物等を用いたテロなどの突発的な事案であって、死傷者等を伴い社会的反響の大きい事案または死傷者等を伴うおそれがあり大きな社会的反響が予想される事案で、特別な体制で対処する必要がある事案をいう。

**第2章 両大会開・閉会式会場における対策**

(実施期日および実施場所)

第3条 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。

| 区 分                            | 実施期日                    | 実 施 場 所                |
|--------------------------------|-------------------------|------------------------|
| わた SHIGA 輝く国スポ<br>総合開・閉会式リハーサル | 未 定                     | ○ 彦根総合スポーツ公園敷地内およびその周辺 |
| わた SHIGA 輝く国スポ<br>総 合 開 会 式    | 令和7年(2025年)<br>9月28日(日) | ○ その他関係施設              |

|                              |  |             |
|------------------------------|--|-------------|
| わた SHIGA 輝く国スポ<br>総 合 閉 会 式  | 令和 7 年(2025 年)<br>10 月 8 日(水)  | (荒天時)<br>未定 |
| わた SHIGA 輝く障スポ<br>開・閉会式リハーサル | 未 定  |             |
| わた SHIGA 輝く障スポ<br>開 会 式      | 令和 7 年(2025 年)<br>10 月 25 日(土)   |             |
| わた SHIGA 輝く障スポ<br>閉 会 式      | 令和 7 年(2025 年)<br>10 月 27 日(月)   |             |
| 事 前 警 戒                      | 令和 7 年(2025 年)<br>9 月中旬 (予定)<br>～9 月 27 日(土)<br>令和 7 年(2025 年)<br>10 月中旬 (予定)<br>～10 月 24 日(金) |             |

(警戒措置)

第 4 条 警備消防防災本部は、大規模災害等の発生のおそれがある場合、実施本部各班と連携して次の警戒措置を講ずる。

- (1) 大規模災害等に関する情報の収集
- (2) 交通機関の運行および道路交通状況の情報収集
- (3) 避難経路の確認および避難場所の確保
- (4) 仮設物の安全確認、転倒・落下防止措置および障害物の点検・除去
- (5) 大規模災害等対応の指揮、避難場所等の周知
- (6) 火気の使用中止、機器等の運転の安全確認
- (7) 医薬品、医療器具等の確保準備
- (8) 県・関係市町災害対策本部（未設置の場合の連絡担当課（係）等を含む。）、消防、警察、委託警備会社等（以下「防災関係機関」という。）への連絡、連携の確保
- (9) その他必要な警戒措置

(大規模災害等発生時の措置)

第 5 条 実施本部は、大規模災害等の発生時において、次に定める一時的な応急対策を行う

- (1) 応急対策に必要な体制の確立
- (2) 事案の概要、被害状況の把握および交通情報の収集
- (3) 救急・救助活動
- (4) 両大会参加者等（災害時要配慮者を含む。）の安全確保および避難誘導
- (5) 緊急車両の誘導および通行路の確保

- (6) 残留者対策、会場内保安対策等の会場管理業務
- (7) 医療機関等の救急活動に対する協力支援
- (8) 防災関係機関との密接な連携および情報共有
- (9) 通信手段の確保と災害時通信体制の確立
- (10) その他必要な措置

(特別緊急災害対策本部の設置)

第6条 実施本部長は、大規模災害等が発生し、またはそのおそれがあり、応急対策を実施するために、特に必要があるときは、別表のとおり「特別緊急災害対策本部」(以下「特別緊急本部」という。)を設置する。

2 特別緊急本部設置時の連絡・通信体制は、別に定める。

(県防災組織との関係)

第7条 特別緊急本部は、大規模災害等の発生またはそのおそれがあり、県が地域防災計画や各部局の各種危機事案対応マニュアル等に基づき、県災害対策本部、各種危機事案対策本部等を設置した場合においては、各対策本部等との緊密な連絡体制を構築し、連携協力する。

(避難場所)

第8条 避難場所は、関係機関と調整の上、決定する。

### 第3章 わた SHIGA 輝く国スポの県外・県市町共催等競技会場における活動

(実施期日および実施場所)

第9条 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。

| 区 分                 | 実施期日                                 | 実 施 場 所                              |
|---------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 競 技 会 場<br>(練習会場含む) | 令和7年(2025年)<br>9月29日(月)<br>～10月3日(金) | 【彦根市】<br>○ラピュタボウル彦根[ボウリング]           |
|                     | 10月3日(金)<br>～10月7日(火)                | 【野洲市】<br>○滋賀県希望が丘文化公園[ラグビーフットボール]    |
|                     | 9月22日(月)<br>～9月25日(木)                | 【京都府向日市】<br>○京都向日町競輪場[自転車(トラック・レース)] |

|  |   |  |
|--|---|--|
|  | <p>10月4日(土)<br/>～10月7日(火)</p> <p>9月29日(月)<br/>～10月3日(金)</p> <p>※ 実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前警戒・警備に係る期間を含むものとする。</p> | <p>【大阪府豊能郡能勢町】</p> <p>○能勢ライフル射撃場[ライフル射撃(50m、10m、BR・BP)]</p> <p>【兵庫県三木市】</p> <p>○三木ホースランドパーク[馬術]</p> <p>※ 上記競技会場と異なる練習会場についても、実施場所を含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場および練習会場が所在する付帯施設ならびにその周辺を含むものとする。</p> |
|--|---|--|

(活動要領)

第10条 大規模災害等の対策については、第2章の規定を準用し、関係機関と連携して必要な対策を講ずる。避難場所については、関係機関と調整の上、決定する。

#### 第4章 わた SHIGA 輝く障スポの競技会場における対策

(実施期日および実施場所)

第11条 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。

| 区 分                         | 実施期日   | 実 施 場 所 ( 予 定 )  |
|-----------------------------|--|--|
| <p>競 技 会 場<br/>(練習会場含む)</p> | <p>令和7年(2025年)<br/>10月24日(金)<br/>～10月27日(月)<br/>(公式練習日含む)</p> <p>※ 実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前警戒に係る期間を含むものとする。</p> | <p>【大津市】</p> <p>○滋賀ダイハツアリーナ(滋賀アリーナ)[バスケットボール(知)、車いすバスケットボール(身)]</p> <p>【彦根市】</p> <p>○彦根総合スポーツ公園陸上競技場[陸上競技(身・知)]</p> <p>○ラピュタボウル彦根[ボウリング(知)]</p> <p>【長浜市】</p> <p>○長浜バイオ大学ドーム(滋賀県立長浜ドーム)[フットソフトボール(知)]</p> <p>【近江八幡市】</p> <p>○近江八幡市立運動公園体育館[バレーボール(身)]</p> |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p><b>【草津市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○インフロニア草津アクアティクスセンター（草津市立プール）[水泳(身・知)]</li> <li>○草津市立総合体育館[バレーボール(精)]</li> </ul> <p><b>【守山市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○野洲川歴史公園サッカー場(ビッグレイク)[サッカー(知)]</li> </ul> <p><b>【甲賀市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○甲賀市水口スポーツの森[フライングディスク(身・知)]</li> <li>○甲賀市水口体育館[ボッチャ(身)]</li> </ul> <p><b>【野洲市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○野洲市総合体育館[卓球(サウンドテーブルテニスを含む)(身・知・精)]</li> </ul> <p><b>【湖南市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○湖南市総合体育館[バレーボール(知)]</li> </ul> <p><b>【高島市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高島市今津総合運動公園第1グラウンド・第2グラウンド[ソフトボール(知)]</li> </ul> <p><b>【東近江市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド[グラウンドソフトボール(身)]</li> </ul> <p><b>【愛荘町】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド[アーチェリー(身)]</li> </ul> <p>※ 上記競技会場と異なる練習会場についても、実施場所を含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場および練習会場が所在する付帯施設ならびにその周辺を含むものとする。</p> |
|--|--|---|

(活動要領)

第12条 大規模災害等の対策については、第2章の規定を準用し、当日の実施業務を分担する会場地市町と連携して必要な対策を講ずる。避難場所については、国スポ競技会時の避難場所に準じて定める。

## 第5章 研修・訓練

(研修・訓練等の実施)

第13条 実施本部は、大規模災害等発生時における諸活動を円滑に実施するため、関係する実施本部員に対し、実施期日前の適切な時期に、業務に関する研修、事前訓練等を実施する。

(研修・訓練等の内容)

第14条 大規模災害等対策業務に関する研修・訓練等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 特別緊急本部の組織編成に関すること。
- (2) 本実施計画の周知および大規模災害等対策に必要な知識に関すること。
- (3) 大規模災害等情報の収集、伝達および通信要領に関すること。
- (4) 救出救護、避難誘導および広報活動に関すること。
- (5) その他大規模災害等対策に係る必要な事項に関すること。

## 第6章 雑則

(委任)

第15条 この計画に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

別表（第6条関係）

特別緊急災害対策本部編成表

| 対策本部長   |   |
|---------|---|
| 対策副本部長  |   |
| 班 編 成   | 業 務 内 容   |
| 指揮総括班   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対策本部の指揮、運用、総括</li> <li>○ 火災、その他災害の情報分析、被害予測</li> <li>○ 避難指示</li> <li>○ 被害状況、応急措置等の記録</li> </ul>                        |
| 情 報 班   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火災、その他災害の情報収集</li> <li>○ 会場施設の被害情報収集</li> <li>○ 来場者等の被害・動向に関する情報収集</li> </ul>  |
| 連絡調整班   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本スポーツ協会、文部科学省等への報告・連絡</li> <li>○ 実施本部各部、県危機管理部局、警察、消防、委託警備会社等との連絡調整</li> <li>○ 実施本部各部各班内の実施本部員および警戒員への連絡調整</li> </ul> |
| 応急対策班   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会場施設の被害状況の確認</li> <li>○ 火災の初期消火、その他災害の応急措置</li> </ul>  |
| 避難誘導班   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難場所への誘導</li> <li>○ 残留者の確認</li> <li>○ 各施設等の保安管理</li> </ul>   |
| 避難場所確保班 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難場所の確保</li> <li>○ 避難者の確認・整理</li> <li>○ 避難者に対する情報提供等</li> <li>○ 二次避難場所への誘導</li> </ul>                                  |
| 救 護 班   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 負傷者の救急・救助活動</li> <li>○ 負傷者の搬送</li> </ul>   |
| 広 報 班   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非常放送</li> <li>○ 広報・報道対策</li> </ul>   |
| 交 通 班   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急車両の通行路の確保と安全対策</li> <li>○ 周辺における交通情報の収集</li> </ul>   |
| 各 班 共 通 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 状況に応じた初期対応の実施および他班の支援</li> <li>○ その他特命事項の処理</li> </ul>   |

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 開・閉会式会場管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポの開・閉会式の会場秩序の保持と円滑な運営を図るため、開・閉会式関連会場に入場し、または入場しようとする全ての者（以下「入場者等」という。）が遵守すべき事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 開・閉会式関連会場

開・閉会式を実施するため、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県委員会」という。）が使用する区域をいう。

(2) AD管理エリア

開・閉会式関連会場のうち、入場用ADカード等の通行管理レベル識別証（以下「ADカード等」という。）により入場管理を行う区域をいう。

(3) 式典会場

開・閉会式の式典が行われる区域をいう。

(管理運営者)

第3条 開・閉会式関連会場の管理運営者は、県委員会会長（以下「会長」という。）とする。

(持込禁止物)

第4条 開・閉会式関連会場に、次の各号に掲げる物（模造品、類似品を含む。）を持ち込んで서는ならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(1) 銃砲類、エアソフトガン、モデルガン、その他銃器および銃器と誤認させる物（銃砲の威力のない銃器を含む。）

(2) 刀剣類、包丁、ナイフ、カミソリ、針、ハサミ、缶切、その他の鋭利な物

(3) 毒物、劇物、その他の有害物質

(4) 爆発物、発煙筒、爆竹、花火、ガスホーン、火薬、照明弾、催涙スプレー、油類、その他の可燃性の危険物

(5) スタンガン、石、弓矢、スリングショット、吹矢、木材、木刀、鉄パイプ、棒、ハンマー、チェーン、その他の凶器として使用されるおそれのある物

(6) 掲示板、立て看板、横断幕、懸垂幕、旗、のぼり、アドバルーン、風船、ゼッケン、

プラカード、文書、図書、図面、印刷物、レーザーポインター、サーチライト、その他の開・閉会式の運営に支障を及ぼすおそれのある物

(7) 塗料類（ペンキ類）

(8) キックボード、スティックボード、スケートボード、ローラースケート、ラジコン、その他の通行に危険を及ぼすおそれのある物

(9) 無線通信機器（携帯電話、スマートフォン、タブレット、小型ラジオ等を除く。）

(10) ドローン、カメラ内蔵型マルチヘリコプター、ラジコンヘリコプター、その他遠隔操作または自動操縦により飛行させることができる無人航空機（以下「ドローン等」という。）

(11) 動物類（身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬および聴導犬）を除く。）

(12) その他入場者等に迷惑もしくは危険を及ぼし、またはそのおそれのある物

2 式典会場に、前項各号に掲げる物のほか、次の各号に掲げる物を持ち込んではいない。該当物については持込禁止物預かり所にて一時預かることとする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(1) 酒類

(2) ペットボトル

(3) ドライアイス

(4) ボール類、ブーメラン等の投てき用遊具のほか、ビン類、缶類（スプレー缶を含む）、凍結物、その他の投てきまたは破裂等により他人に危害を与えるおそれのある物

(5) ホイッスル、拡声器、楽器、ラジオカセット、スピーカー、その他の大きな音が出る物

(6) クーラーボックス、旅行用カバン、ベビーカー、その他のスタンド通路の通行に支障を及ぼすおそれのある大型または大量の荷物

(7) その他開・閉会式の式典の運営もしくは進行を妨げ、またはそのおそれのある物

（禁止行為）

第5条 開・閉会式関連会場において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(1) 立入りを制限または禁止された場所に正当な理由なく立ち入ること。

(2) フィールド、観客席等へ物を投げ入れ、または発射すること。

(3) 機器を使用する等して、むやみに大音量を発すること。

(4) 施設、器物、装置を汚損もしくは破壊し、またはみだりに操作を行うこと。

(5) 入場者等を脅迫、威圧、侮辱、挑発し、もしくは入場者等に面会を強要し、または入場者等の通行の妨害となる行為をすること。

(6) 抗議集会、デモ等会場秩序を乱すおそれのある行為をすること。

- (7) 所定の場所以外の場所で喫煙し、またはごみその他の汚物を廃棄すること。
  - (8) アルコール、薬物、その他の物質により酩酊した状態で入場し、または入場しようとする事。
  - (9) 県委員会が発行する駐車許可証等を掲示することなく、開・閉会式関連会場に自動車を持ち入れ、または所定の場所以外の場所に駐車すること。
  - (10) 所定の場所以外の場所へ自転車もしくは二輪車を持ち入れ、または所定の場所以外の場所に駐輪すること。
  - (11) たき火、電熱器、ガス、その他これに類する火気を使用すること。
  - (12) テント、小屋掛け、その他工作物を設けること。
  - (13) 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること。
  - (14) 文書、図書、図面、印刷物、その他の物を配布し、または掲出すること。
  - (15) 宣伝、勧誘、署名活動、演説、講演、布教、集会または喧噪にわたる行為をすること。
  - (16) 本人名義以外のADカード等を使用してAD管理エリアに入る目的でADカード等を所持し、または入場しようとする事。
  - (17) 施設または設備に施された錠、封印、テープ等を損壊、開封または改変すること。
  - (18) 開・閉会式関連会場の上空において、ドローン等を飛行させること。
  - (19) その他会場における秩序の保持と大会の円滑な運営を妨げ、入場者等に迷惑もしくは危険を及ぼし、またはそのおそれのある行為をすること。
- 2 式典会場において、前項各号に掲げる行為のほか、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。
- (1) 式典会場内で傘を使用すること。
  - (2) 他の入場者の迷惑になる、またはそのおそれのある撮影を行うこと。
  - (3) 退場が規制されている時間に許可なく退場すること。

(遵守事項)

第6条 入場者等は、開・閉会式関連会場の施設管理者が定める諸規定を遵守しなければならない。

- 2 AD管理エリアに入場し、または入場しようとする者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) ADカード等を外部から視認できるように県委員会から指定された方法により携帯し、係員から提示を求められたときは、これに応じること。
  - (2) マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳、パスポート等写真付きの身分証明書または健康保険被保険者証、その他の本人であることを確認できるものを携帯し、係員から提示を求められたときは、これに応じること。
  - (3) 係員の指示、案内、誘導等に従い行動すること。

3 式典会場に入場し、または入場しようとする者は、前項各号に加え、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定された場所において、県委員会が指定する方法による本人確認に応じること。
- (2) 式典会場における秩序の保持と円滑な運営のため、手荷物、所持品等の検査に協力すること。
- (3) 指定された席またはスタンドエリア内において着席して観覧し、係員が席の移動を指示した場合は、これに従うこと。

(入場制限等)

第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、開・閉会式関連会場への入場を拒み、または退場を命ずることができる。

- (1) 会長の許可なく、第4条に掲げる物を持ち込んだ者または持ち込もうとする者
- (2) 会長の許可なく、第5条に掲げる行為を行った者または行うおそれのある者
- (3) 正当な理由なく、前条に掲げる事項を遵守しない者

(適用除外)

第8条 第4条および第5条の規定は、次に掲げる場合には適用しないものとする。

- (1) 県委員会または県が設置する両大会の実施本部が、開・閉会式等の会場設営および運営ならびに式典行事を行う場合
- (2) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会が、競技のため会場設営および運営を行う場合

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年(2025年)9月27日から施行し、令和7年(2025年)10月27日をもって、その効力を失う。

## 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 警備・消防防災基本方針

第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という）における警備・消防防災対策については、警察、消防防災、医療等の関係機関および団体等との緊密な連携のもとに、警備・消防防災体制の確立を図り、安全かつ円滑な両大会の運営が行われるよう万全を期するものとする。

### 1 警備対策

開・閉会式会場、競技会場、練習会場、宿泊施設および沿道等における事件・事故防止を重点とした適切な警備に関する諸対策を講じる。

また、両大会期間中には、関係機関および団体等の協力を得て、防犯対策を推進し、犯罪の防止に努める。

### 2 消防防災対策

開・閉会式会場、競技会場、練習会場、宿泊施設および沿道等における火災その他の災害予防ならびに災害発生時における情報収集・伝達、避難誘導、救急・救助、救急医療等に関する諸対策を講じる。

また、両大会期間中の火災その他の災害予防および発生時の被害軽減を図るため、関係機関および団体等の協力を得て、防火・防災意識の高揚を図る。

### 3 大規模災害・突発重大事案対策

滋賀県地域防災計画・国民保護計画および各会場地市町地域防災計画・国民保護計画を踏まえ、開・閉会式会場、競技会場、練習会場等での大規模災害および突発重大事案発生時には、関係機関および団体等と速やかに連絡調整を図り、情報収集・伝達、避難誘導、救急・救助、救急医療等に関する諸対策を講じる。

### 4 関係機関および団体等との連絡調整

県および会場地市町は、関係機関および団体等と緊密な連携を保つとともに、情報連絡体制を確立し、警備・消防防災対策の円滑な推進を図る。

## 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

### 警備・消防防災基本計画

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会警備・消防防災基本方針に基づき、県および会場地市町は、警察、消防防災、医療等の関係機関および団体等（以下「関係機関および団体等」という。）と相互に緊密な連携を図り、第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）および第24回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の次に掲げる業務を実施する。

#### 1 実施業務

##### (1) 自主警備業務

- ア 自主警備体制の確立に関する事。
- イ 雑踏事故、事件等の防止に関する事。
- ウ 交通整理誘導に関する事。
- エ 関係機関および団体等との緊密な連携に関する事。

##### (2) 消防防災業務

- ア 火災その他の災害予防に関する事。
- イ 火災その他の災害発生時の情報収集・伝達、避難誘導および消防防災体制（救急・救助体制を含む。）の確立に関する事。
- ウ 関係機関および団体等との緊密な連携に関する事。

##### (3) 大規模災害・突発重大事案対策業務

- ア 発生に備えた連絡調整体制および臨時組織体制の確立に関する事。
- イ 発生時の情報収集・伝達、避難誘導および救急・救助体制の確立に関する事。
- ウ 発生時の関係機関および団体等との緊密な連携に関する事。

#### 2 実施場所

##### (1) 県

- ア 国スポおよび障スポ（以下「両大会」という。）における開・閉会式会場および主催する関連イベント会場ならびにその周辺
- イ 国スポにおける県外開催競技の競技会場、練習会場および宿泊施設ならびにその周辺
- ウ 障スポにおける競技会場、練習会場および宿泊施設ならびにその周辺

##### (2) 会場地市町

- ア 国スポにおける競技会場、練習会場、宿泊施設および主催する関連イベント会場ならびにその周辺
- イ 障スポにおける競技会場、練習会場および宿泊施設ならびにその周辺

#### 3 業務内容

##### (1) 両大会開催前

別記1「両大会準備期間中における実施細目」のとおり

##### (2) 両大会開催中

別記2「両大会開催期間中における実施細目」のとおり

##### (3) 障スポにおける連携

上記別記1および別記2の各実施細目に掲げる業務については、県と会場地市町が連携して実施する。

#### 4 その他

(1) 広域配宿に係る実施業務

国スポにおいて広域配宿を行う会場地市町は、当該配宿先を管轄する関係機関および団体等と協議し必要な対策を推進する。

(2) 国スポ・ラグビーフットボール競技およびボウリング競技に係る実施業務

当該競技に係る業務については、県と会場地市町が協議する。

(3) 事件・事故防止対策および防火・防災対策の推進

県および会場地市町は、事件・事故防止対策および防火・防災対策推進のため、関係機関および団体等に諸対策への協力を依頼する。

(4) その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

## 「両大会準備期間中における実施細目」

## 業務内容

県および会場地市町が行う業務は、以下のとおりとする。

- (1) 自主警備業務
  - ア 会場管理運営要綱（仮称）の作成
  - イ 自主警備実施計画の作成
  - ウ 自主警備体制の確立
  - エ 実地踏査の実施
  - オ 通信体制の確立
  - カ 施設および構造物の安全対策の推進
  - キ 警備員等の人員確保と事前教育・訓練の実施
  - ク 関係機関および団体等との連絡協力体制の確立
- (2) 消防防災業務
  - ア 消防防災実施計画の作成
  - イ 消防防災体制（救急・救助体制を含む）の確立
  - ウ 実地踏査の実施
  - エ 通信体制の確立
  - オ 消防ポンプ自動車、救急自動車の配備依頼
  - カ 消防機関と連携した消防防災設備の点検整備および防火安全対策の推進
  - キ 防火・防災意識の啓発活動の推進
  - ク 関係機関および団体等との連絡協力体制の確立
- (3) 大規模災害・突発重大事案対策業務
  - ア 大規模災害・突発重大事案対策実施計画の作成
  - イ 情報収集・連絡体制の確立
  - ウ 通信体制の確立
  - エ 両大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他の関係者ならびに一般観覧者の安全確保および避難誘導體制の確立
  - オ 救急・救助体制および医療機関等の協力による救急搬送体制の確立
  - カ 発生した場合の各種対策の周知

## 「両大会開催期間中における実施細目」

## 1 実施体制

- (1) 県実施本部（仮称）に県警備消防防災本部（仮称）を、会場地市町実施本部（仮称）に会場地市町警備消防防災本部（仮称）を置く。
- (2) 県警備消防防災本部（仮称）は開・閉会式会場および県外競技会場に現地警備消防防災本部（仮称）を、会場地市町警備消防本部（仮称）は必要に応じて競技会場等に現地警備消防防災本部（仮称）を置く。
- (3) 県実施本部（仮称）および会場地市町実施本部（仮称）は、大規模災害・突発重大事案が発生または発生の恐れがある場合、関係機関および団体等と緊密な連携を図りながら迅速かつ的確な初動措置を執るとともに、事案の態様、規模等を勘案し、必要に応じて地域防災計画等に基づき、その体制に移行または連携協力する。

## 2 業務内容

県および会場地市町が行う業務は、以下のとおりとする。また、県は会場地の消防防災活動状況の把握を行う。

## (1) 自主警備業務

- ア 会場管理運営要綱（仮称）および施設管理規程に基づく会場管理
- イ 自主警備実施計画に基づく自主警備の実施
- ウ 通信手段の確保、運用
- エ 両大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他の関係者ならびに一般観覧者の案内および誘導
- オ 関係車両の案内、誘導、交通整理および駐車場利用状況の把握
- カ 入退場者管理（手荷物検査、持ち込み禁止物一時預かり等）
- キ 雑踏警備の実施
- ク 不審者、不審物の発見と適切な対応
- ケ 会場施設への不法侵入予防、施錠確認等の管理
- コ 犯罪行為等、円滑な大会運営を妨害しようとする者への対応
- サ 迷子、遺失物等への対応
- シ 関係機関および団体等との緊密な連携

## (2) 消防防災業務

- ア 火災の警戒および初期消火活動
- イ 火災その他の災害情報の収集、伝達および通報
- ウ 会場定員管理
- エ 会場等における消防用設備等の点検
- オ 消防ポンプ自動車、救急自動車の配備依頼および通信施設、その他消防防災業務に必要な機械器具等の配備
- カ 通信体制の確保、運用
- キ 救急・救助および医療機関等の協力による救急搬送の実施
- ク 火災その他の災害発生時における避難経路の確保および両大会に参加する選手・監督、役

員、視察員、報道員およびその他の関係者ならびに一般観覧者の避難誘導

ケ 関係機関および団体等との緊密な連携

(3) 大規模災害・突発重大事案対策業務

ア 発生時における事案の概要、被害状況の把握および交通情報の収集

イ 発生時における両大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他の関係者ならびに一般観覧者の安全確保および避難誘導

ウ 発生時における緊急車両の誘導および通行路の確保

エ 発生時における救急・救助および医療機関等の協力による救急搬送の実施

オ 発生時における通信手段の確保、運用

カ 発生時における関係機関との緊密な連携

キ 発生時における県および市町災害対策本部等との連携（各対策本部等が設置された場合）